

ISSN 1883-1656

Центр Российских Исследований
RRC Working Paper Series
No. 96



相对価格，ビックバン，国家機構構築：
東独市場経済移行の教訓

中村 靖
March 2022

RUSSIAN RESEARCH CENTER
INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
HITOTSUBASHI UNIVERSITY
Kunitachi, Tokyo, JAPAN

相対価格，ビックバン，国家機構構築：東独市場経済移行の教訓

中村 靖

横浜国立大学国際社会科学研究院

2022年2月

要旨

東独体制転換を社会主義期の固定相対価格体系からの脱却にともなう経済構造調整費用と経済問題に対処できる国家機構の構築費用との観点から検討する。構造調整費用は約20年にわたり人口一人当たり年5000ユーロ以上であり，国家機構構築には人材直接派遣や非公式ネットワーク形成による西独人的資源とノウハウの投入が必須だった。東独の体制転換は成功と評価できるが，その成功には，西独の国家機構と社会的市場経済の構築という体制転換の明確なゴールと膨大な資源の投入が必要だった。

キーワード

体制転換，ドイツ統一，通貨同盟，人的資源，債権債務

1. はじめに

1990年7月1日の通貨経済社会同盟条約発効(BR, 1990b)，1990年10月3日の統一
条約発効(BR, 1990c)によりドイツ統一が達成されてから30年以上が経過した。
現在の旧東独地域には西独と同等の行政機構，社会保障制度，教育制度が機能し，
ドイツ連邦の環境保護基準に沿った物的インフラストラクチュアが整備されて
いる。旧東独の労働生産性は2000年代から全独労働生産性水準の75–80%程度で
停滞しているものの(BT, 2020, pp. 114, 258; IWH, 2020, pp. 66–75)，この労働生産
性水準は日本の水準と同等かそれ以上である(OECD, 2019)。各種社会経済指標で
みると地域間格差はなお存在し，その原因の究明も解消も困難な問題である
(IWH, 2019; IWH, 2020, pp. 111–123; Paque, 2017)。しかし，旧東独から旧西独へ
の純人口流出は，1990年代後半から2000年代初頭に再上昇傾向がみられたもの

の、基本的に減少が続き、2014年以降は首都ベルリンを除いた旧東独地域は純人口流入を記録している(BT, 2020, p. 135; IWH, 2019, pp. 48). 他の旧ソ連東欧諸国と比較した場合、東独の体制転換はもっとも成功した体制転換だったと評価できる(Apelt, Schmidt, and Tuchscheerer, 2020; Fratzscher, 2017; Heydemann and Vodicka, 2013, pp. 319–380; Hunt, 2008). 東独の体制を転換するより良い方法、あるいはより良いゴールがあったとする見解はあり、それらの見解は多かれ少なかれ妥当であるとしても、そのことによって東独の体制転換が失敗であったと評価することはできないであろう。

東独の体制転換はもっとも成功した体制転換であると評価できる一方、ドイツ統一としておこなわれた東独の体制転換は他のソ連東欧諸国の体制転換と比較できない例外的ケースとしてしばしば扱われる(IWH, 2010, pp. 77–94). 実際、東独の体制転換は、他のソ連東欧諸国とは次の点で異なっていた。第1に、体制転換の具体的なゴールが存在していた。そのゴールは、民主主義と市場経済といった抽象的なゴールではなく、制度的には西独の国家機構(State machinery)と同等の国家機構を構築し、西独と同等の水準で機能させることであり、経済的には市場経済一般への移行ではなく、西独の社会的市場経済に移行することだった。

第2に、旧東独は、旧西独からの資金、ノウハウ、人的資源を含む広範かつ膨大な支援を受けることができた。とりわけ人的資源の支援を受けることができた点は他のソ連東欧諸国と大きく異なる点である。社会主義体制が40年から80年続いた東独を含むソ連東欧諸国では、市場経済に適合した民主主義的国家機構を運営した経験のある人材はほぼ皆無だったからである。加えて、旧体制のエリート人材を排除することが旧体制からの脱却のために必要であることは容易に理解できる一方で、実際に旧体制のエリート人材を排除すれば国家機構を運営する経験をもった人材が足りなくなるという解決困難な問題に陥った(Nakamura, 2018; Nunberg, 1998). 東独の場合は、西独の人材がその人材不足をある程度は埋めることができた。

第3に、西独が東独の体制転換をおこなった。これは、上記2点の明確なゴールと西独の援助を東独の体制転換に与えたが、同時に東独の体制転換が西独をも危機に陥れるような事態は避けるという条件を課した。1990年春に当時の西独

政権党であるキリスト教民主同盟(CDU)は、西独マルクともに西独の国家機構を東独へ即時導入する方針を打ち出した(Kohl, 2009; Saechsisher Landtag, 1997, pp. 200–204; Schaeuble, 1991; 青木, 1992; 中村, 1991). このCDUの方針は、ドイツ統一の千載一遇の機会を活かすという国際政治的要因、西独マルクの東独への導入を先に打ち出した当時の野党である社会民主党(SPD)に対抗する選挙対策という国内政治的要因への対応であるとともに、西独が東独の体制転換をおこなうという積極的な意思表示でもあった(BR, 1990a; Kohl, 2009, pp. 178–184, Kuesters, 2022). これ以前の段階では、東独、西独の政治家を含む多くの人々が、両独間の経済格差の大きさから、両独間に国境のようなものを残し、東独が一定程度独立した国家機構を持つ国家連合的状态が一定期間続かざるを得ないと想定していた (Brenke, 2015; Gawel, 1994, pp. 157–215; Seibel, 2005, pp. 119–139; Wenzel, 2006, pp. 83–127; 青木, 1992; 中村, 1991). これに対し、CDUと当時の首相ヘルムート・コールは、東独政治勢力による東独体制転換の遂行は混乱と余分な費用をもたらすだけと考え、西独主導の東独体制転換を決断した。CDUの認識が正しかったかどうかを検討することは本研究の課題ではない。重要な点は、西独、東独の国民の多数が1990年の総選挙でこの方針を支持したという事実である。この総選挙の結果が、西独が東独の体制転換をおこなうことに正統性を与えた(Apelt, Schmidt, and Tuchscheere, 2020, pp. 9–11; Frisch, Schindele, and Wyrwich, 2010; Heydemann, 2013; IWH, 2009, p. 36).

以上のように、東独の体制転換は社会主義からの体制転換の典型例とはいえない。しかし、このことは東独の体制転換の分析が社会主義体制からの体制転換全般の問題を検討するうえで無意味であるということは意味しない。東独の場合も、ソ連型の一党独裁政治と行政的指令経済が体制転換の出発点であった点では他のソ連東欧諸国と共通している。東独の体制転換がその成功のために何を必要としたかを検討することは、他のソ連東欧諸国の体制転換の現状を評価し、今後を展望するための貴重な情報を与えるだろう。

本研究は、内外政治、軍事、社会、経済、教育、文化といった体制転換の多様な側面のうち、ソ連型行政的指令経済から市場経済への移行という経済的側面のみを検討する。旧ソ連東欧諸国の市場経済移行を検討している文献はすでに

数多くある。本稿は、次の2つの観点から東独の市場経済への移行を検討することで、市場経済移行についての新たな洞察を得ることを目的としている。第1の観点は、ソ連型行政的指令経済から市場経済への移行において、行政的に決定されただけで市場の評価を受けておらず、したがってその経済的意味が不明な固定価格（以下、本稿ではこれを「行政的固定価格」とよぶ）が、市場経済移行において経済的困難をもたらす本質的な原因であるとの観点である。この観点から、東独の市場経済移行において経済自由化と民営化がなぜ必要だったかを検討する。

第2の観点は、旧東独の市場経済移行において、物的および人的資本ストックの調整という問題を解決する費用がどの程度であったかをおおまかにでも評価することである。行政的固定価格からの脱却は相対価格の大規模な変動を意味し、新たな相対価格に対応した経済構造への調整、つまりマクロレベル、ミクロレベルでの物的および人的資本ストックの調整を必要とする。物的および人的資本ストックの調整は、失業、職業職種移動、地理的移動、再教育にかかわる社会問題を伴う。社会問題を解決するためには、公平、公正、効率的に機能する国家機構が必要である。さらに、経済構造調整を経済合理的かつ速やかにおこなうためには、市場、とりわけ金融市場、資本市場が効率的に機能する必要がある。資源の効率的配分を確保するためにも、公平、公正、効率的に機能する国家機構が必要である。ここで検討する経済問題の解決費用には、国家機構を構築し、機能させるための費用も入る。

以上の2つの観点は、東独の市場経済化が価格自由化と民営化を一挙にかつ可能な限り短期間でおこなうビックバンであったのかという議論と関連している (Apelt, Schmidt, and Tuchscheere, 2020, pp. 12–52; Goschler and Boeick, 2017, pp. 50–51)。旧東独の市場経済化がビックバンの究極型であったとの見方も、ビックバンではなかったとの見方もある。ビックバンがどのような経済思想と経済政策体系として定義されるのか統一的な理解があるとは思えないため (Apelt, Schmidt, and Tuchscheere, 2020, pp. 16–17)、東独の市場経済化がビックバンであったかどうかを検討することは本研究の課題ではない。しかし、東独の市場経済化について次の点を確認しておくことは、この後の議論に有益である。東独の場合、1990

年7月1日の通貨経済社会同盟発足とともに、部分的、時限的な緩和措置、規制措置はあったものの、西独と同等の自由経済と市場競争とが文字通り一夜にして導入された。1990年10月3日のドイツ統一以降は、信託庁が東独国有企業の全面的で急速な私有化を進めた。東独は統一前の1990年初に国有企業を株式会社化し、その持ち株会社として信託庁を創設した。東独政府は国有企業保護のために信託庁を利用しようとしていたが、ドイツ統一後は西独が信託庁の組織と人員を一新し、1994年末までに国有企業民営化を終了することを目的とする機関として信託庁を引き継いだ(BvS, 2003, pp. 23–27; Fisher, 1993, pp. 15–40; Seibel, 2005)。こらら点からは、東独の市場経済化をビックバンの究極型とみることができる。一方、東独の市場経済化は、ビックバンの背景にある新自由主義的経済思想、つまり市場に任せれば経済は発展し、市場が社会経済問題を解決し、市場が市場経済に適合した国家機構をおのずから創出するとする思想には依拠していなかった。東独の市場経済化のゴールは明確に西独の「社会的市場経済」だった。西独の社会的市場経済は、経済活動は市場に任せるが、そこから生じる社会経済問題の解決には政府が積極的に関与するという思想と制度とすることができる。この点では、東独の市場経済化はビックバンではないということも可能である。いずれにせよ、本稿の目的は、東独の市場経済移行がビックバンであったかどうかの議論ではなく、東独の市場経済移行において何が問題であり、それにどのように対処され、その対処のためにどれだけの費用がかかったかという事実を検討することである。

本稿の以下の構成は次のとおりである。次の第2章では、東独およびソ連諸国に共通する社会主義体制上の問題としての行政的固定価格問題について検討する。行政的固定価格は、一党独裁、市場排除と不可分であり、したがって社会主義体制と不可分である。つまり、行政的固定価格問題は、技術の遅れ、党と行政機関による恣意的資源配分、非効率な官僚制度、ソ連天然資源依存した鎖国体制、軍事優先政策といった政策レベルの問題とは次元の異なる社会主義体制に内在的な問題だった。行政的固定価格体系から脱却し市場経済に移行するには、政策の変更ではなく、体制転換が必要である。東独の市場経済移行においては、通貨経済社会同盟による西独マルクと市場競争の即時導入によって行政的固定価

格体系からの脱却が開始された。第3章では、通貨経済社会同盟による行政的固定価格体系からの脱却という方法が、その後の旧東独の経済発展にどのような制約を与えたかを最初に検討する。通貨経済社会同盟下で、つまり西独と一体化した経済の中で行政的固定相対価格体系から世界市場相対価格への調整をおこなうことは、東独期に形成されたほぼすべての物的資本ストックの更新と人的資本ストックの再配置、再教育を可能な限り短期間でおこなう経済発展経路しか東独に残さなかった。旧東独にとって、相対価格調整の行き着く先は旧西独並みの生産性と経済構造をもった経済以外にはなかった。第4章では、この旧東独の市場経済移行費用を、旧東独経済復興に必要な資金総額と国家機構構築、運営にどれだけの資源が必要だったかの2つの観点から検討する。後者の費用は、東独の市場経済移行が西独のもとでおこなわれたこと、別の言い方をすれば、社会的市場経済への移行だったことと関連している。東独に与えられた経済発展経路のもとで、旧東独企業の大量倒産と失業増が生じることは事前に容易に予想できた。通貨経済社会同盟条約の社会部分は予想される経済危機のもとで失業対策、社会保障をどのように機能させるかを規定していた。一方、統一条約(BR, 1990c)は、予想される経済危機に対処できる国家機構を旧東独にどのようにして構築するかを規定していた。ドイツ統一による東独の社会的市場経済移行において、西独と同等の国家機構を東独に急速に構築することが必須の要素だった。この国家機構にどれだけの資源を必要としたかを概観しておくことは、他の旧ソ連東欧諸国の体制転換を評価するうえで重要である。最後の第5章では、東独の社会的市場経済への移行と他の旧ソ連東欧諸国の市場経済移行を簡単に比較、評価することで、本稿のまとめとする。

なお本稿では、東独、西独はドイツ統一前の東独、西独を意味し、旧東独はドイツ統一後の東独に対応する地域を指している。旧東独という場合、東ベルリンと西ベルリンに分かれていたベルリンの扱いは厄介な問題である。現在のベルリンは、東ベルリンよりも人口も面積も大きかった西ベルリンを含んでいることと、1998年以降は統一ドイツの首都であることにより、他の旧東独地域とは同列に扱えない場合が多い。本稿では、検討すべき問題によって旧東独に東ベルリンを含むかどうかを変え、その都度ベルリンをどのように扱っているかを明

示する。ドイツ統一後のドイツ連邦の表記も厄介な問題である。意味が不明確にならない限り、地理的な意味で西独にあたる地域とドイツ統一後のドイツ連邦との両方の意味で旧西独という表記をもちいる場合がある。その違いは文脈からあきらかになるので、統一前も後もドイツ連邦政府は「連邦政府」とする。が、である。統一後のドイツ全体を指す場合は「統一ドイツ」という用語を使う。また、ドイツ統一当時の西独通貨であるDeutsche Markは、旧西独期もドイツ統一後も西独マルクあるいはDMと表記する。東独で使われていた通貨は東独マルクあるいはMとする。なお、1999年初から西独マルクに替わってユーロが導入されたことに注意されたい。

2. 計画経済の制度的前提と経済的意味のない価格

市場を排除すること、法的拘束力のある行政的指令で資源を配分すること、行政的に決定される固定価格を用いることは、同じ1つのことの3つの側面といえる。市場に替えて、法的拘束力のある行政的指令で資源を配分することは、経済循環のすべてを含むマクロ経済計画を作成することを意味する。ここで基本的な事実として、経済循環のすべてを含むマクロ経済計画を経済合理的に作成することは不可能である。その理由は、人間に完全予見能力はなく、将来の投資の結果や消費需要を予測することはできない一方、現在の生産は投資によって形成される生産能力に依存し、その投資は将来の消費需要に依存しているからである。人間に完全予見能力がないことは市場経済でも行政的指令経済でも同じであるから、市場経済と行政的指令経済で異なっているのは人間に完全予見能力がないことから生じる不確実性への対処方法ということになる。この点を確認しておくことは、行政的固定価格の問題を理解するうえで重要である。

2.1 社会主義体制下の資源配分

Grossman (1966)が端的に述べたように、社会主義体制の経済とは、市場経済がおこなえないことを政治的、行政的統制によって達成しようとする経済である。市場がおこなえないこととは、社会主義のイデオロギーによれば、失業の排除、価格の安定、分配の平等、景気変動の回避などである。この社会主義のイデオロ

ギーの妥当性の検討はここでの課題ではない。ここで重要な点は、社会主義体制における経済活動に対する政治的、行政的統制の意義は市場がおこなえないことを達成することにあるという点である。逆にみれば、市場がもたらす結果と同じ結果を得るために経済を政治的、行政的に制御する必要はないことになる。

市場がもたらす経済的結果とは異なる結果を行政的に達成するという社会主義のイデオロギーにもとづいて、市場を排除するために憲法をはじめとする法律体系と行政的制度が構築され、財市場、労働市場、資金市場、外貨市場が政治的、行政的に排除され、市場における経済活動は基本的に非合法となった。一方、市場を非合法にすることで経済資源の希少性が無くなるわけではないから、経済資源を非市場的方法で、つまり行政的指令による割当てで配分することが必要になった。行政的資源配分の決定過程が民主的か独裁的かとか、経済的に整合的か合理的かとは関係なく、経済活動を合法的におこなうためには行政的資源配分に従わなければならない。市場経済国において政府予算法が成立しなければ勝手に政府予算を使うことができないように、ソ連東欧諸国では年次経済計画と資源配分割当てが法律として成立しなければ、経済主体はいつまでも経済活動を合法的に始めることはできない(Nakamura, 2017, pp. 28–34; 中村, 1992, pp. 237–239)。

東独を含むソ連東欧経済において、年次経済計画や国家予算計画が経済的に最適であるという理論的、実践的な根拠は無かったどころか、それらが経済的に整合的ではないことはむしろ周知の事実だった(中村, 1992, pp. 203, 231)。経済循環のすべてを含むマクロ経済計画を作成できない理由は単純である。第1に、人間に完全予見能力がない以上、経済計画は必然的に不確実な要素を含む。人間が将来の投資の結果や消費需要を予測することはできない一方、現在の生産は投資によって形成された生産能力に依存し、将来の消費需要に依存している。これを経済活動の動的複雑さと呼ぶことができる。その格好の例が投資プロジェクトである。我々に完全予見能力がない以上、投資プロジェクトが予定工期で終わるか、技術的、経済的に成功するかが事前に完全にわかることはない。一方、投資は現在の財と資金を利用するから、現在の資源配分と現在の価格に影響する。同時に、現在の生産計画は、過去に開始された投資プロジェクトの結果とし

て産出される財の利用を予定している。つまり、投資プロジェクトが予定された生産能力で予定の期間に完了しなければ、現在の経済計画を遂行できなくなる。実際の経済計画作成、経済運営においては、予期せぬ事態に対するための予備や余裕が考慮されるが、予期せぬ事態の定義から予備や余裕の適切な水準も予見不能である。

第2に、完全予見の不可能性という第1の本質的問題に劣らず重要な問題として、利害関係による情報歪曲や情報処理能力の不足により、計画外、想定外の事態に対応するという作業を必要な時間内で終了できないことにある。これを経済活動の静態的複雑さということができる。経済計画はそもそも不確実性を含む一方で、適時に計画を修正することは静態的複雑さにより困難だということになる。この状況では、経済計画の存在が経済活動の阻害要因になる可能性が高い。ソ連東欧諸国では、年次経済計画作成手続きにほぼ1年を費やしている。年次経済計画を全面的に修正しようとするならばやはり1年かかることになり、年次経済計画を実行すべき期間が過ぎてしまう。そもそも年次経済計画作成に1年かかる理由は、1年で整合的な経済計画が作成できるからではなく、それ以上計画作成を続けていれば経済計画実施年が始まってしまうからである(中村, 1992, pp. 202–203)。ここに市場経済と行政的指令経済の相違がある。市場経済は、予期できない事態に対してローカルで連続的な市場における調整で対処しようとする経済である。個々の局所的な調整が全体にとって最適かどうかはわからないが、調整を連続しておこなうことで最適な経済的結果を目指そうとする。一方、行政的指令経済では、計画外の事態に対して行政的指令では対処できないし、個々の経済主体が独自に対処しようとするれば、その対処が経済合理的かという問題以前に、非合法活動になる可能性が高い。

行政的資源配分が整合的ですらなく、むしろ大きな資源配分損失の原因になっていたであろうとすれば、なぜソ連で約80年、東独および東欧諸国で40年近くも行政的指令経済が持続できたのかという疑問が生じる。まず第1に、行政的資源配分のもとで大きな資源配分損失が生じていた(Heimann, 2017, pp. 151)としても、物理的制約の存在と過去を踏襲した資源配分によってマクロ的経済均衡は一定程度確保できる。労働市場、財市場、外貨市場を考えると、労働市場では人

口学的制約が供給側に課される。財市場は、あきらかに労働供給量、物理的な資本ストック量によって供給が制約される。外貨供給は、自国の政治的、行政的支配が及ばない他国が外貨供給量を決定している。これらの経済資源については、結局のところ、供給可能な量を行政的に配分するという方法がとれる。唯一の例外は、貨幣市場(あるいは資金市場、金融市場、資本市場)だった。ソ連東欧でも貨幣は不換貨幣だったから、貨幣を供給するための費用はわずかなものである一方、貨幣の価値が信任されている限りは需要は基本的に無限大である。貨幣需給の整合性を市場を利用することなく保つ問題はソ連東欧において最後まで未解決の問題だったが、この問題は貨幣の経済的意味を制限すること、つまり貨幣とともに行政的な資源割当配分がなければ合法的に資源を利用できないという制度によってある程度回避できた。ただし、貨幣需給の整合性を確保する問題が解決されたわけではなく、問題が先送りされただけだった。貨幣と資本の廃絶を目指したソ連東欧諸国経済が金融危機の中で崩壊していったことは偶然生じたわけではない(Nakamura, 2017; 本論文3章)。

結局、前年と同様に資源を行政的に配分すれば、少なくとも前年と同様の経済活動はおおむね可能である(Nakamura, 2017, pp. 31–34)。不断に変化していく現代経済において、過去の経済活動をコピーし続けるような経済運営方法が大きな資源配分損失を招いたことはあきらかであるが(Fink, 1972, pp. 47–50)、そのような経済運営を40–80年の期間は可能にする地政学的要因があった。つまり、ソ連が20世紀の工業経済に必要な天然資源のすべてを相対的に低価格で供給できたという要因である。資源配分損失が存在すれば経済の生産性は低くなり、対外競争力は低下する。工業用天然資源が自給可能でない経済では、対外競争力の低下は工業用天然資源輸入のための外貨の不足を意味し、工業発展はそこで停止する。一方、ソ連の場合は、対外競争力の高低にかかわらず、国内の資本と労働力を動員すれば工業用天然資源を確保できる。ただし、工業用天然資源を国内で採掘できることと、それが経済的に効率的であるかどうかとは別の問題である。国内で天然資源採掘が可能であっても、資源採掘が国内経済資源の大きな部分を使い尽くすほどの費用になれば、やはり経済発展は持続可能でなくなる。そのときにソ連東欧型行政的指令経済は崩壊する。

2.2 行政的固定価格の本質的問題

市場を排除した以上、賃金、利子率、為替レートを含む価格が市場で評価、決定されることもなくなった。一方、経済資源の希少性が無くなったわけではない以上、経済運営のためには経済計算、つまり損得勘定をおこなわざるを得ない。結局、経済計算のために必要な価格を非市場的方法、つまり行政的に決定することになる。この行政的固定価格は、その価格水準が需要と供給を適正に調整する水準であるかについて市場による評価を受けてはいない。結果的に、東独を含むソ連東欧諸国の経済では、個々の価格の価格水準も、諸価格間の相対価格も経済的に適正であるのかどうかは誰にもわからない状態だった。

抽象理論的には行政的価格決定を何回でも必要に応じて繰り返すならば、価格は固定価格にはならない。現実的には、情報処理能力の物理的、費用的、時間的制約により価格は固定的になる。中村(1992, p. 66)によれば、旧東独で発注可能な財の種類は1977年時点で約8,190万点だったが、その膨大な数の価格を、市場経済のように経済状況と経済行動に応じて連続的に変化させることは技術的に不可能である。一方、いったん行政的固定価格制度になれば、一部の財の固定価格だけを変えることは、経済理論的にも価格形成の会計的規則上も正当化できず、さらにそのような変更に対する政治的、社会的反発も予想される。1つの財の価格の変更も、分業と協業を通じた財の投入産出連関と分配、再分配、消費、貯蓄、投資を通じた経済連関により全経済に影響する。価格を変更した財を直接、間接に利用するすべての財の費用構造が変化し、さらに経済主体の価格変化に対する反応行動を通じて諸財への需要、供給が変わるはずである。この時点で最初に価格を変更した1つの財の価格はもはや経済的に適切でなくなっている可能性が高い。このような相互関係を無視してある1つの財の価格だけを上方(下方)に改定したとすれば、その財を投入財として使っている財の生産者の収益は下がる(上がる)。あるいは、その財を消費している家計の実質所得は低下(上昇)する。その状況に経済的合理性がなければ、政治的、社会的反発を招くことは避けられない。

実際のところ、旧ソ連東欧諸国の価格決定作業においては、せいぜい価格変更

が投入産出連関を通じた費用構造の波及的変化を大雑把に考慮していただけた。価格変化に対応した経済主体の経済行動変化とそれが再び価格に及ぼす影響が考慮されていた形跡はない。それでも価格改定作業には膨大な費用と数年単位の準備期間が必要だった。結局、旧ソ連東欧諸国では価格改定は、せいぜい10年おき程度にしかおこなわれなかった。ソ連ならば、1926年時点の価格が1950年代まで使われ、その次の全面的価格改定は1967年だった(栖原, 2013, pp. 152–173)。旧東独では、ナチス政権によって価格凍結令が出された1944年時点の価格を1960年代まで使っていた(Heimann, 2017, pp. 153–157)。

連続的に価格を調整できないならば、先に望ましい価格を行政的に決定するというのも理論的には考えられる。実際、ソ連の数理経済研究者は、最適計画化と最適価格をめぐる議論としてそのような理論的可能性を検討していた。その議論は、1980年代には、現実の経済運営に用いることができるような価格を事前に計算で導き出すことがほぼ不可能であるとの結論に到達していた。最適計画化問題に大きな貢献をした久保庭(Kuboniwa, 1989; 久保庭, 1988)は、市場こそが価格計算をおこなう装置であって、それ以上の機能を果たすメカニズムはもちろん、それを代替するようなメカニズムを考案し、実装することも困難であると総括している。ソ連経済が崩壊しても、これらの輝かしい経済学上の業績まで崩壊したわけではない。

最適な価格を事前に計算できない理由は、経済循環のすべてを含むマクロ経済計画を作成できない理由と基本的に同じである。我々が将来を完全に予見できない以上は、経済的に適切な価格を事前に設定することは本質的に不可能である。現在と将来のすべての経済活動はフィード・フォワードとフィード・バックでつながっている。我々は将来の技術開発、天然資源発見、経済活動の環境への影響、将来世代の嗜好、考え方といった要因を完全には予見できないから、CO2のような排出物質や天然資源の現在の価格を経済的に適切に設定することはほぼ不可能である。

行政的固定価格の問題が、現実の経済運営の問題であることを考えれば、事前に価格を計算するという問題の困難さはさらに深まる。現実の市場における価格の評価には、個々の財の詳細な仕様、取引時刻、場所といった具体的要因が影

響する。現実になんらかの最適な価格を事前に設定しようとするならば、人間が再生産できない天然資源の価格や温暖化ガス排出1単位の価格も事前に決定しなければならない。加えて、価格水準と価格変化に対応して現在から将来にわたる経済主体の経済行動の変化も考慮しなければならない。行政的固定価格の問題とは、これらの事情をすべて考慮して、事前に価格を計算し、行政的指令経済の制度的枠組みの下でその価格を経営に利用できるのか、そして事前計算が誤っていたことにより、あるいは事情の変化により価格を再計算する場合、誰がどのように誤っていると判断し、再計算と調整をおこなうかを決定し、誰がその追加的費用に責任を負うのかという問題である。さらに、そのような計算と再計算で得られる行政的固定価格体系が市場によって形成された価格体系と異なるのでなければ意味がない。これらの問題に対する実践的な解決策は見あたらない。

人間が完全予見能力を持たないことは市場経済でも行政的指令経済でも同じであるから、両者の間にある違いは、設定した価格の経済的適切性がどのように評価、調整されていくかというメカニズムの違いである。行政的固定価格は、すでにみたように、10年に一回程度、大雑把な評価と調整しかできない。しかも、結局のところ、調整後の行政的固定価格が効率的な資源配分に導く価格体系であるという保証はない。市場経済では、どのように初期設定された価格であれ、市場においてその経済的適切さが不断に評価されている。市場による評価が正しい結果をもたらす保証はないが、少なくとも、評価と調整は常時、連続的におこなわれている。

最後に、行政的固定価格の問題について、次の3点を確認しておく必要がある。第1に、行政的固定価格の問題は、統計の隠蔽、歪曲の問題ではない。統計の隠蔽、歪曲が重大な問題であることは間違いないが、統計が隠蔽、歪曲されずに作成、公表されていたとしても、行政的固定価格の問題は解決されない。逆に、行政的固定価格をもちいて作成された経済統計については、統計の基礎にある価格の経済的意味が不明である以上、その統計データの経済的意味も不明である可能性が高い (Nakamura, 2017, pp. 1-3; Rosefielde, 2003; 中村, 1992, p. 47)。

第2に、行政的固定価格の問題は、生産および生産物に対する補助金、課税に

よる価格歪曲問題とも異なる。ソ連東欧諸国において政策的な補助金給付と課税により価格体系が大規模に歪められていたことは事実である。ソ連東欧諸国側からすれば、世界市場相対価格体系と国内固定相対価格体系の乖離の大きさは、不適切な世界市場相対価格体系に対して国内固定相対価格体系がどれだけ優れているかを示す度合いだということになるだろう(Nakamura, 2017, pp. 145–146)。いずれにせよ、補助金、課税をすべて取り払っても、行政的固定価格が市場による評価を受けていない以上、行政的固定価格がどのような経済的意味を持っているのかは不明である。大規模な補助金と課税は、経済的意味がわからない行政的固定価格を追加的に歪めていただけである。

第3に、行政的固定価格の問題は、市場の評価を受けていない価格の経済的意味を知りようがないという問題であり、価格計算を平均価格原理にもとづいておこなうか限界価格原理にもとづいておこなうか、資本使用料を費用に算入するかしないか、新製品開発費用をどれだけ価格に転嫁するかといった価格形成規則の問題ではない。より合理的な価格形成規則を追求することに意味はあるが、我々に完全予見の能力がない以上、どのような価格形成規則によって初期設定された価格であっても、その初期設定された価格が経済的に適切であるかどうかはわからない。市場経済ならば市場が初期設定された価格の経済的適切さを評価するが、市場を排除してしまった行政的統制経済では市場による価格の評価はありえない。

2.3 行政的固定価格問題に対する認識

本章の最後に、行政的指令経済における固定価格制度においては価格の経済的意味がわからないという問題がソ連東欧諸国でどのように認識されていたかを簡単に概観する。西側経済研究者の多くは行政的固定価格による資源配分損失問題を認識していたが、必ずしもそれを重要なソ連東欧経済分析の重要課題とはしてこなかった。その理由は、第1に、ソ連東欧経済の価格が市場価格であれば、つまりソ連東欧諸国が社会主義体制でなければ、という反現実的な仮定による経済分析が生産的とは考えられないからである。第2に、より現実的な問題として、ソ連東欧諸国の経済統計の利用可能性は簡単な経済分析にも困難をき

たす程度に低かった。各種経済指標の計画値と実績値が両方利用可能であれば、つまり計画化当局の意図と実際の結果が比較できれば、行政的固定価格による資源配分損失への影響を定量的に観察する糸口となりえたかもしれないが、計画値と実績値の両方が利用可能な経済指標はほとんど存在しない。あるいは、市場による評価と直面せざるを得ない対非社会主義国貿易の分析が、行政的固定価格制度がもたらす資源配分損失を部分的にあきらかにしたかもしれないが、旧ソ連東欧諸国の外貨取引はもっとも情報が秘匿され、現在もその利用可能性は十分ではない。西側研究者にとって、行政的固定価格問題がどれだけの資源配分損失をもたらしていたかを知ることは困難だった。

経済運営上の困難に実際に直面していた東側研究者は、一部ではあるものの、行政的固定価格問題がもたらす問題をより深刻にとらえていたと思われる。特に、もともと貿易依存度が高い東欧諸国では、市場価格が支配する世界市場における国際貿易の収益性計算と国内の行政的固定価格制度をどう両立させるかが、第二次世界大戦後に社会主義行政的指令経済化した直後からすぐに問題となった。ハンガリーでは行政的指令経済導入後まもなくから、単一為替レートの導入によって世界市場相対価格に照応した国内価格形成をおこなう必要性が比較的公然と議論されていた(キッシュ, 1974)。単一為替レート導入は国内価格を世界市場価格に連動して変化させることを意味するから、価格を行政的に固定することとは両立しない。

非公開だった公文書資料を使ったHeimann(2017)の研究によれば、東独においても、少なくとも研究機関、研究者は、1950年代からすでに行政的固定価格では輸出財、輸入財の国内価格を評価できず、したがって外国貿易の収益性も国内生産の収益性も計算できず、収益性が計算できない以上、投資計画、つまり将来の事業計画もたてられないと指摘していた。東独経済状況の全般的悪化とともに、輸出促進、新規産業育成、消費財価格引下げといった政策的目的のための補助金給付が膨大になり、価格の経済的意味がますます不明なものになるにつれ、固定価格制度の不合理性への批判は強くなった。1980年代になると、水光熱費、住宅家賃を含む基礎的消費財の低価格維持に対する補助金年間給付総額は年間賃金総額を上回った(SA, 1990b)。1989年の食糧生産者補助金と基礎消費財価格補助

金の総額の規模は、国家予算支出の30%、試行計算GDPの22%に相当した(SA, 1990b). 世界市場価格と国内価格との差を調整するための補助金と税金の額も膨大なものになっていた. 1989年の対非社会主義国輸出の公式固定レート(1西独マルク/東独マルク)による輸出総額(122億DM)とその国内価格建総額との差額は国家予算支出総額の15%、試行計算GDPの12%に相当した(SA, 1990b). ここで、平均対非社会主義国輸出外貨額/国内価格額の比率は外貨獲得係数と呼ばれ、1989年では4.4東独マルク/西独マルクだった(BT, 1994, p. 88; IAW, 1990a, pp. 77–86; SBA, 1993b, pp. 7–10). つまり、1西独マルクの輸出売上を得るために平均して4.4東独マルクの東独財を輸出する必要があった. この差額3.4東独マルクは形式的には市場経済国における輸出補助金に相当するとみることができるが、資源配分を大きく歪めていたこと以外には実践的な経済的意味はほとんどない(Nakamura, 2017, pp. 125–150). ミクロ的にみれば、東独輸出企業は国内固定価格による販売代金を得て、東独輸入企業は国内固定価格による購入代金を払っているだけである. 公式固定レート換算価格(西独マルク:東独マルク=1:1)と国内価格との差額にかかわる資金フローは輸出企業、輸入企業とは基本的に関係のない国内資金の金融操作に過ぎない. 市場経済の場合と同様、外貨建貿易収支に対応する部分のみが国内資金供給にネットの変化をもたらす. SA(1990b)によれば、その額は1989年で外貨建貿易赤字2000万西マルク(8800万東マルク)に対応する部分だけである. それ以外の内外価格差にかかわる資金フローは、東独政府と東独国有企業間の東独国内既存資金の再配分に過ぎない. そもそも、個々の輸出入財の国内固定価格あるいは公式固定為替レートを行政的に変えれば、それだけで内外価格差調整額は変わり、それに応じて内外価格調整により政府の資金ポジションと国有企業の資金ポジションが変わるが、政府と国有企業を統合してみればネットの変化は無い. 一方、輸出入財の国内固定価格、公式固定為替レートの行政的変更は、外貨建世界市場価格でおこなわれている世界市場での取引に対して何の影響も与えない. この内外価格差調整額が示しているのは世界市場相対価格と東独国内相対価格との乖離の規模だけである.

経済的意味が不明であるという固定価格の本質的問題に加えて、政策目的による補助金給付と課税によって歪曲された国内固定価格体系は、経済活動の収

益性計算をほぼ不可能にし、したがって経済的根拠のある投資計画、経済構造政策を立案することも不可能にした。計画経済の名の下で経済的根拠のない経済決定がおこなわれていた(Heinmann, 2017)。このような経済運営の実態に対する批判は、1980年代後半になると、政府の検閲を受けて出版された東独経済学テキスト中にさえ現れた。Dietrich (1986, p. 228)の外国為替テキストは、輸出入の決定において収益性の計算が重要だと繰り返し指摘した後に、(行政的固定価格制度のもとで)「輸入財の国内価格を合理的に決定する方法はみつからない」と明確に記述していた。輸入財の国内価格が合理的に決定できないならば、その輸入財を使って生産された国産財価格も合理的に決められない。連鎖的に、すべての国産財の価格も合理的根拠がないことになる。そして、そのような経済的根拠のない価格にもとづいて、計画当局を含む経済主体は、生産、消費、投資、輸出入を決定している。Heinmann (2017, p. 170)は、東独研究者による批判は、1980年代になると政策提言をする、改善を促すというよりは、もはやあきらめと冷笑といえるトーンに変わったとしている。ドイツ語のニュアンスは判定できないが、Dietrich (1986)の経済学的内容の中に同じ傾向をみることができる(中村, 1992, p. 171)。

3. 市場経済移行の問題

第2章で検討したように、東独の市場経済移行の出発点には、経済的意味がわからない行政的固定価格と、その行政的固定相対価格体系にもとづいて形成された経済構造とがあった。第3章は、そのような東独経済が市場経済に移行する際にどのような困難に直面したかを検討する。その際、ドイツ統一の枠組みが、東独の市場経済移行経路にどのような制約を課し、どのような恩恵を与えたかをまず検討する必要がある。

3.1 東独の市場経済移行の枠組み

この節では、東独の市場経済移行の経路を制約したドイツ統一の法的、制度的枠組みについて簡単に概観する。ドイツ統一は、東独が県制度を廃止して州制度に移行し、それらの州が西独憲法にもとづきドイツ連邦に加盟するという法的

枠組みの中でおこなわれた。これが意味することは、1990年10月3日のドイツ統一条約発効(BR, 1990c)とともに西独の法と制度が東独に適用されたということである¹。立法、司法、行政の国家機構に直接かかわる制度のみならず、ドイツ連邦鉄道、ドイツテレコムといった連邦レベルのインフラ企業、商工会議所、労働組合、赤十字、工業規格等の社会の諸制度も、基本的にすべて西独の制度が東独に延伸していくこととなった。

西独法体系の東独への適用を宣言するだけで旧西独と同様の国家機構が旧西独と同等の効率性で旧東独で機能し始めることは期待できない。ドイツ統一条約の目的の一つは、旧東独における国家機構構築に対して旧西独がどれだけの資金的、人的、物的援助をするかを規定することだった(BR, 1990c, Art. 15; BT, 1994, pp. 43–69)。多くの旧西独法規の旧東独への適用を時限的に免除する一方、特別な枠組みによる旧西独からの体制転換支援が約束された。例えば、旧東独の下水浄化施設で旧西独の環境基準に合致するものはほぼ存在しなかったが、それを理由に旧東独の下水浄化施設がドイツ統一とともに即時稼働停止になることはなかった。あるいは、東独の乗用車トラバントやバルトブルクは、東独末期に急きょ製造開始されたフォルクスワーゲン製エンジンを積んだタイプ以外は旧西独排出ガス基準を達成できなかったが、やはり即時利用禁止の措置はとられなかった(BR, 1990c, Art. 8, Anlage 1; BT, 1998, pp. 66–74)。

1989年11月9日の「壁の崩壊」以降、ドイツ統一についての議論はすぐに始まったが、ドイツ統一を西独の東独への延伸という形態でおこなうというアイデアがすぐに登場したわけではない。むしろ、西独と東独がなんらかの国家連合を形成し、東独が一定の時間をかけて西独への経済的、制度的、社会的適合を果たした後に最終的に統一するという考え方が一般的だった(青木, 1992)。

西独の東独への延伸は、旧西独と旧東独の間に国境あるいは国境類似の障壁を作らず、したがって人を含むすべての経済資源の移動が完全に自由になることを意味している。旧西独と旧東独が同一経済圏となるならば、行政的固定相対

¹県の廃止は実際には1990年年末である。

価格のもとで形成された経済構造を持ち、高く見積もって一人当たりGDPが旧西独の1/3程度の旧東独経済が危機に陥ることは容易に予想できた。したがって、ドイツ統一に先立って1990年7月1日に発効した通貨経済社会同盟条約(BR, 1990b)は、西独マルクの東独への導入にとどまらず、失業対策、社会保障の特別措置、移行期間後の旧西独と同等の社会保障制度の確立まで含む種々の予想される経済問題への対処方針を規定することを目的としていた。

通貨経済社会同盟による旧西独と旧東独の同一経済圏化は、旧東独経済を世界市場との競争に即時直接にさらすことを意味する。この「世界市場との競争」は、多くの旧東独企業にとって文字通り一夜にして直面することになった物理的ともいふべき問題だった。東ベルリンを含む東独は西ベルリンを含む西独に対して人口で27%程度、面積で43%程度である(SA, 1990a; SBA, 1990)。一方、老朽化が著しかったものの鉄道網やナチス時代に整備されたアウトバーンなどの両独にまたがる交通インフラはある程度は整備されていた(BT, 1994, pp. 151–169, 514–520; IAW, 1990b, pp. 175–178)。加えて、言語面、社会面、文化面で旧西独と旧東独は基本的に同一という決定的な要因があった。旧西独は、旧東独に生産拠点を新たに構築するまでもなく、旧西独の既存の生産能力と輸送能力、そして一部は旧東独の生産能力と輸送能力を暫定的に使うことで、旧東独全域に旧西独財を販売することができた。実際、旧西独企業は、消費財産業を中心に、通貨経済社会同盟発足前から旧東独地域への販売網整備を急速に進めていた。旧西独の大手小売チェーンや消費財販売企業は、準備できた建物・設備や確保できた人材は完全ではなかったものの、旧東独全域をほぼカバーするだけの供給網を通貨経済社会同盟時点ですでに構築していた(青木, 1992, pp. 195–205; 中村, 1991)。

3.2 旧東独の経済発展経路

旧西独と旧東独を同一の経済圏とする通貨経済社会同盟は、他のソ連東欧諸国における経済自由化とは異なる経済的意味を持っていた。旧東独では通貨経済社会同盟発効直後から強力な市場競争圧力により行政的固定相対価格からの脱却とそれに対応する経済構造調整が一挙に進むことになった。一方、為替レートと賃金水準は旧東独にとってはほぼ固定された状態となった。西独マルクが

導入された以上、西独マルクの為替レートが旧東独にも適用されるが、西独マルクの為替レートは基本的に旧西独の経済力によって決定される。旧東独にとってはその経済力に見合わない増価された水準の為替レートがほぼ固定的に与えられることになった。さらに、旧西独の労働法規と労働組合組織が旧東独に延伸したことと、旧西独と旧東独間の労働移動性が高いことを考慮すれば、旧東独の賃金が下方硬直的になることは容易に予想でき、実際にそうなった。通貨経済社会同盟発効時点での経常的取引に関する東独マルクと西独マルクの換算率は1:1であり、東独労働者の東独マルク建名目賃金は西独労働者の西独マルク建名目賃金額の半分程度だったため、ドイツ統一時点での旧東独の西独マルク建名目賃金額の初期値は旧西独のその半分程度だった。ドイツ統一時点の東独マルクと西独マルクの換算率を経済的根拠にもとづいて決定することは、旧東独の行政的固定価格の経済的意味が不明であるため事実上不可能であり、換算率は基本的に政治判断によって決定された(Seibel, 2005, p. 90)。旧東独企業の市場競争力維持の観点からすれば、旧東独の賃金は可能な限り低くしておくべきだったが、旧西独の賃金水準からあまりにかけ離れた低い賃金水準を旧東独に設定することは、旧東独に一定の労働力を留めるためにはとれない選択肢だった。加えて、統一された労働市場となった以上、統一時点の賃金をどのような水準に設定しても、旧東独の賃金水準が旧西独のそれに向かって急速に収束していくことは確実だった。

通貨経済社会同盟により一部の公共料金が時限的に固定された以外はほぼ完全に自由化されたが、まさに同じ市場のロジックが旧東独にほぼ固定的な為替レートと賃金を課し、これが旧東独の経済発展経路を基本的に決定した。つまり、旧東独においては、低賃金や為替切り下げに頼って競争力を確保するようなビジネス・モデルは選択できず、旧西独に匹敵する生産性水準と販売能力を前提としたビジネス・モデルしか選択できなかった。ドイツ統一時点の旧東独の真の労働生産性が統一前の推計の50%程度であれ(DIW, 1990, p. 10)、公式統計による旧西独の30%前後であれ(IWH, 2020, p. 68)、20%以下(Saechsischer Landtag, 1997, pp. 199–200)であれ、いずれにしてもインフラストラクチャを含むほぼすべての物的資本と人的資本の更新と再教育が必要になると予想できた。興味深いことに、

資本ストックのほぼすべての更新が必要となるという見解は、東独経済を真摯に観察していた東独の一部の経済研究者が当初から表明しており(IAW, 1990b; 中村, 1991), 続いて旧西独の専門家, 経営者が旧東独経済再建にかかわるようになると, これが一般的に認識となっていた(BvS, 2003, pp. 205–223). 1990年11月時点で信託庁に報告があった1483旧東独企業の企業データを分析した結果は, 収益をあげている企業は1.7%, 収益ラインに近々届くと思われる企業が7.1%という結果だった. つまり, 現状のままで存続する可能性がある企業は8.8%に過ぎなかった. 調査時点では相対価格と経済構造の調整途中であるため, この分析結果の信頼性は低い. しかし, その後の経緯からみても, このまま何もしなければ, この見通しより実態が悪くなるとしても, 改善される可能性は低かった.

表1 旧東独企業データの分析結果

強力な市場競争圧力の下で相対価格調整は急速に進み, それと同時に旧東独でマクロレベルの就業構造, 産業構造変化と企業再建も進める以外の旧東独に選択の余地はなかった. その調整後には, すべての資本ストックが最新鋭の資本ストックに更新され, 世界最高水準にある旧西独の賃金水準と旧西独マルクの為替レートに十分に対応できる高い生産性をもった先進的産業構造と就業構造を持った経済でなければならなかった(IWH, 2010, pp. 115–132). 他の旧ソ連東欧諸国とは異なり, 旧東独には, 経済資源の自由な移動を多かれ少なかれ制約し, 為替レート調整による保護を可能としてくれる国境は良くも悪くも存在しなくなった.

通貨経済社会同盟発効後の旧東独では企業倒産と失業が予想通り急増した. 数年単位のうちに旧東独のほぼすべての資本ストックを更新し, 人的資本ストックを再教育する以外には, この問題を解決する方法はなかった(Wenzel, 2006, pp. 279–281). 構造調整が進まず, 大量失業状態が続くことは, 旧東独の住民にとって耐え難いことであり, 旧西独にとってもそのような状況を経済的に支え続けられるという保証はなかった(Kohl, 2009, pp. 268–269; Paque, 2009, pp. 121–161). ここで必要となったことは, 第1に, 急激な構造調整にともなう経済問題,

社会問題に対処できる能力を持った国家機構を旧東独に構築することだった。その他のより良いデザインの国家機構を考えることも可能であったであろうが、旧西独と同じ国家機構を旧東独に導入することが最も短期間かつ低コストで国家機構を構築する方法であったことに疑いの余地はない。第2に、旧東独における民営化を推進し、市場競争を実効的に維持することで相対価格調整と構造調整とを継続する必要があった (SVR, 1991)。旧西独経済並みの経済構造と生産性を獲得するというゴールへの到着を遅らせることは、経済資源の浪費にしかならない可能性が高かった。民営化により、経営能力と資金の導入を図るとともに、基本的に企業経営能力のないドイツ連邦政府・信託公社から企業経営の権限と責任を分離する必要があった。東独における行政的固定価格の問題は、この民営化にも大きく影響した。次節でこの点を検討する。

3.3 民営化と相対価格調整

旧東独相対価格の残存

通貨経済社会同盟による西独マルクの東独への導入は、その際にどのような水準の換算率が使われたとしても、経済的意味が不明な行政的固定相対価格体系のまま価格を西独マルク単位に書き換えるにすぎない。したがって、ドイツ統一時点では、どのような経済活動がどれだけ収益をあげられるのかの見通しが立たないという点では、東独時代と変わりはない (Schroeder, 2017)。その一方で、旧東独経済がミクロ的、マクロ的に旧西独並みの先進的経済として再建されない限り、旧東独経済の持続的成長は見込めない。旧東独の経済問題の解決はこのゴールに速くたどり着く以外にはなかった。この状況下では、企業整理を含む民営化を急速に進める以外の選択肢はなかった。第1に、連邦政府/信託公社が民間企業部門のような企業経営能力を持たないことを前提とすれば、政府の選択肢は、民営化以外には、補助金を出して旧東独国有企業を保有し続けるという選択肢しかない。例えば、Heydemann and Paque (2017, pp. 33–34)によれば、旧東独の乗用車バルトブルグの自動車生産企業は1台あたり生産コスト17,000DMに対して1台あたり7,000DMの補助金を投下して生産を半年以上続けていた。目的はほぼ雇用の確保であり、この価格でもバルトブルクに対する需要はほぼ存

在しなかった。事実上経営破綻している企業の経営責任を政府が負い続けることは、資金的にも政治的にもリスクが大きい上に、結局、企業経営能力が無いのであるから企業再建もできない。民営化によって経営能力のある経営者に経営責任を引き渡すことは、政府が企業経営に対する責任と経営破綻企業の延命という資金負担から政府が逃れることを可能にするとともに、破綻した経営を立て直すことができる可能性をもった経営者を旧東独企業に引き入れる可能性をもたらした。

第2に、民営化を推進することで、旧東独における相対価格調整と経済構造調整を継続させる必要があった。通貨経済社会同盟と統一条約による旧西独の旧東独への延伸によるドイツ統一と、それ以前に議論されていた国家連合による段階的な統一との経済政策上の違いはこの点にある。旧東独と旧西独の間に国境あるいは疑似的国境を作るというアイディアは、東独時代の経済構造と企業を多かれ少なかれ旧東独に残存させること、つまり相対価格と経済構造の調整を遅らせることに他ならない。旧東独の相対価格調整がすすまず、企業の収益性を一定の信頼性をもって見通せないような状況では、再建するにせよ、整理するにせよ、拡大するにせよ、旧東独企業のどのような再建計画にも大きな不確実性がともなう(Hartte, 2017; Schroeder, 2017)。この問題の解決には、市場による価格評価が進み、相対価格が調整されることを待つしかなく、とりうる政策は市場による相対価格調整を可能な限り阻害しないことしかなかったであろう(SVR, 1991)。すでに指摘したように、旧西独並みの経済構造と生産性を達成することでしか旧東独経済は復興できないからである。

ドイツ統一のもとでの旧東独の民営化における特殊かつ重要な要因として、旧東独が旧西独経済の信用力を背景にもつことで世界金融市場にアクセスできたことを指摘しておく必要がある。旧東独企業は、他のソ連東欧諸国企業と比べれば圧倒的に有利な条件で、直接的に、あるいは信託公社経由で間接的に、金融市場での資金調達が可能だった。これは同時に、市場が常に信託公社と旧東独企業の資金利用を評価することを意味する。実際、民営化された企業がその後すべて順調に企業経営を続けたわけではない。造船業、繊維産業の旧東独企業は、民営化を経ても、産業そのものが事実上消滅したといえる。これらの企業は、結局、

金融市場の評価に耐えなかったということになる。もっとも、この2産業は旧西独ではドイツ統一以前にすでに事実上消滅していた。

旧東独の民営化におけるマクロ的経済構造調整と企業の再建、創出、退出の詳細な検討は本研究の対象ではない。ここでは、旧東独の経済的意味が不明な相対価格体系が企業民営化の出発点においてどれだけの困難をもたらしたかを、金融債権債務と実物資産の換算と評価の問題に絞って次に検討する。金融債権債務と実物資産の換算・評価問題は市場移行にともなうハイパーインフレーションの発生問題とも関連している。旧ソ連東欧諸国のなかで唯一例外的に旧東独では市場移行にともなうハイパーインフレーションは生じなかった(Deutsche Bundesbank, 1996, pp. 20–99; Heydemann and Paque, 2017, p. 229)。旧東独でハイパーインフレーションが生じなかった理由の一つは、旧東独の不良債権債務処理方法にあり、これは金融債権債務と実物資産の換算、評価と密接に関連している。他の旧ソ連東欧諸国では不良債権債務問題はハイパーインフレーションによって解消するしかなかったが、旧東独では次にみるようにまったく異なる方法で不良債権債務が処理された。

金融資産負債の換算

西独マルクの東独への導入に際して、西独マルクと東独マルクとの換算率をどの水準に設定するかが広く議論された(Gawel, 1994; 青木, 1992; 中村, 1991)。結果的に、換算率は賃金等の経常的取引については西独マルク:東独マルク=1:1での換算を基本とした。金融債権債務のストック額は西独マルク:東独マルク=1:2での換算を基本としたが、住民預金については社会政策的理由により平均して西独マルク:東独マルク=1:1.44で換算された(中村, 1991, p. 43)。結果的に、旧東独金融部門全体のバランスシートを考えると、その資金供給サイド(貸方)と資金利用サイド(借方)とで異なる換算率が適用されたため、債務超過状態になった(表1)。この債務超過を処理しなければ、旧東独金融機関は民営化すると同時に債務超過で倒産してしまうことになる。この旧東独金融機関の債務超過問題は債務者を平衡基金(ドイツ連邦政府)とする平衡債権を旧東独金融機関に与えることで解決された(Appendix参照)。表1が示すように平衡債権は当初は264億DM

とみられていたが、平衡基金の金利負担等を含め最終的には約700億DMとなっている (Gawel, 1994, pp. 187, 320). これは、結局のところ、東独末期には事実上の不良金融債権であった旧東独の個人預金債権を連邦政府の負担によって良好金融資産に転換したということになる。個人預金債権が不良金融資産化していた理由は、旧東独金融機関が旧東独企業から貸付返済を受ける見込みはほぼなかったからである。他の旧ソ連東欧諸国では同様に不良金融債権化した家計預金はハイパーインフレーションによって処理されたが、旧東独ではドイツ連邦政府が日本円でおおよそ2.9–6.3兆円(90円/DMで換算)ほどを負担することで不良金融債権を良好金融債権に転換することで処理した。この平衡基金の原資は国債発行による金融市場での借入で調達している(Gawel, 1994, pp. 289–312; Paque, 2009, pp. 181–231).

表2 西独マルク換算前後の東独金融部門統合バランスシート

企業再建と資本設備評価

金融資産負債の換算にかかわる問題は家計預金債権処理にとどまらない。より深刻な問題は、旧東独企業の西独マルク建期首バランスシート作成にかかわる問題だった。西独マルク建期首バランスシートは、ドイツ連邦政府／信託庁にとっては旧東独企業の処理方針決定、再建費用見積り、旧東独企業にとっては収益性計算、事業戦略の策定にかかわる重要情報だった。企業金融債権債務の換算と企業実物資産価値の評価は、西独マルク建期首バランスシートの主要項目を決定し、企業の財務状況と企業価値を左右した。

西独マルク建期首バランスシートの作成においては、貸方の主要項目である対金融機関借入債務と資本金に相当する東独期の企業基本基金は西独マルク:東独マルク=1:2で換算された。基本基金は資本金に相当するが、旧東独企業であるから国有企業であり、いわば東独政府の持ち分である。企業-企業間、企業-金融機関間、企業-政府間の金融債権債務も基本的に西独マルク:東独マルク=1:2の換算率で換算されているので、金融債権債務の限りでは西独マルクへの換算はバランスシートに深刻な影響を与える問題はおこしていない。問題は、借方サイド

の固定資産，その大部分を占める資本設備価値の評価だった。資本設備を形式的に西独マルク:東独マルク=1:2の換算率で評価することも可能であるが，これはすでにみたようにほぼすべての資本ストックを更新しなければならないという旧東独企業の経営状況に照らせば，旧東独企業の資本設備価値の実情を反映しているとは言い難い。資本設備価値の過大評価は，過大な減価償却費用を意味し，それは旧東独企業の収益性と市場競争力を引き下げ，企業の価値と存続可能性を引き下げる。一方，旧東独企業バランスシートの貸方は西独マルク:東独マルク=1:2で換算されている以上，資本設備価値の評価額が東独マルク建名目額の半分以上の西独マルク建名目額であれば，その差額が東独企業の債務超過額，あるいはマイナスの資本金額となる。債務超過している企業の民営化は当然ながら困難である。当然ながら，資本設備価値も企業価値も正しく評価されなければならない。市場移行と民営化の出発点においてこそ市場で評価された適切な企業価値についての情報が必要だったが，行政的固定価格問題のため信頼できる企業価値についての情報は存在しなかった。

旧東独企業の西独マルク建期首バランスシートは1990年7月1日の通貨経済社会同盟発効の日には存在するべきものだったから，通貨経済社会同盟条約は旧東独企業に対して1990年7月1日付西独マルク建期首バランスの作成を要求していた。ただし，その作成の困難さは容易に予想できたため，西独マルク建期首バランスシートの作成には猶予期間が与えられていた。結果的に，旧東独企業の西独マルク建期首バランスシートが実際に出そろったのは通貨経済社会同盟の発効から2年以上経過した1992年10月15日だった(Breuel, 1994, p. 104)。

信託公社が1993年9月に発表した1990年7月1日付の信託公社と当時信託公社傘下にあった約8500の旧東独企業との西独マルク建期首連結バランスシートによれば(THA, 1994, vol. 12, pp. 552–591)，土地295億DMを含む旧東独企業の固定資産総額は1483億DM，物的流動資産は437億DMで，計1920億DMとなっている(表2)。一方，連結バランスシートの負債側には，信託公社活動終了予定の1994年末までに発生が予想される企業再建費用，企業解散にともなう社会的義務費用，自然環境再建費用，営業損失，信託公社による傘下企業の資本不足平衡費用などからなる見越費用(未払費用)3333億DMと借入債務が1586億DMがある。最終

的にバランス総額5205億DMに対して2093億DMの債務超過（あるいはマイナスの資本額）となっている。民営化の最終赤字額には信託公社連結バランスシート上の2093億DMの債務超過額ではなく，統一関連特別事業公社(die Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben, BvS)が2007年末までに計上した赤字を加えて2564億DMが使われることもある (BvS, 2003, pp. 161, 168–169, 261–265)。信託公社は1994年末に解散したが，民営化業務は完全には終了しなかったためBvSがその後の業務を引き継いだ(BvS, 2003, pp. 261–265)。2007年末のBvS解散以降は，連邦財務省が通常の国有財産管理の一環としてわずかな旧東独資産の民営化と残存業務をおこなっている。

表3 信託公社期首連結バランスシート

結局，2007年末まで民営化による赤字額がわからなかったことが表しているように，西独マルク建期首バランスシートの信頼性が高かったわけではない。西独マルク建期首バランスシート作成には旧西独の経営，会計，法務のエキスパートが参加したが，彼らもまた東独の行政的固定相対価格が市場で評価，調整されて行き着く先を知っていたわけではない。企業価値を正確に知るには市場による旧東独企業価値の評価を待つしかなかったが，企業再建計画がないことには企業価値の評価もできなかった。情報が不十分な状況の中で企業の再建計画を作成していく以外に方法はなかった(THA, 1994, p. 182)。加えて，期首バランスシート作成の対象となる旧東独企業の分割，再編，再建，あるいは解散はすでに進行していた。西独マルク建期首バランスシートが完成したときには，その企業は実際にはすでに存在しないことも少なくなかった。

いずれにしても，DM期首バランス上の物的資本価値1920億DMは，東独データによって計算され，東独生産部門固定資本価値額としてしばしば引用される6000億DMの1/3以下にしかない。東独側のデータは東独国富統計(IAW, 1990a, p. 54; SA, 1990a, p. 118; SA, 1990b, pp. 3–4)による東独マルク建生産分野固定資本額約1兆2000億東独マルクを1:2で換算して6000億西独マルクとただけの可能性が高い(Breuel, 1994, p. 102; Saechsischer Landtag, 1997, p. 189)。この6000

億西独マルクという数字がしばしば引用される理由は、ドイツ統一後の初代信託公社総裁Rohwedderが1990年10月22日のオーストリア経済会議での講演でこの金額に言及したからである (Breuel, 1994, p. 102; Wenzel, 2006, p. 170). Rowedder総裁は1991年4月1日に暗殺されているから、上述のDM期首バランスをみていない。東独固定資産額データが行政的固定価格にもとづくデータだという問題はとりあえず考慮しないとしても、IAW(1990a), Ziege-Bollinger (2017, 2020)が指摘する通り、東独の固定資産額データに対しては少なくとも物理的摩耗、道徳的摩耗について調整をおこなう必要がある。Ziege-Bollinger(2017, p.188)は、物理的摩耗、道徳的摩耗その他を調整すれば、旧東独の土地を除く生産分野固定資産額はマイナス656億東独マルクあるいはマイナス149億西独マルクだと推計している。Ziege-Bollinger(2017, 2020)は、マイナス149億西独マルクへの換算に東独の対非社会主義国輸出収益係数4.4(東独マルク建輸出財金額/輸出販売代金1DM, 2.3節参照)を使っている。これは、負の西独マルク建固定資産評価額を小さくする効果がある。固定資産評価額が負の金額になっているのは市場競争力を考慮した道徳的摩耗率を使って機械的に算定しているからである。固定資産の利用継続のための追加費用あるいは解体費用を考慮していないのに固定資産価値が負の値になることにはやや問題があるが、Ziege-Bollinger (2017, 2020)の調整手続き自体に大きな問題はない。問題があるとすれば経済的意味がわからない行政的固定価格で作成された東独データにあるだろう。いずれにせよ、旧東独企業価値の市場による評価額は、ほぼゼロに近い金額だったといえるだろう。

旧東独企業の固定資産額という場合には、少なくともDM期首バランスの1920億DMを使うべきである。さらに市場で評価された旧東独企業の企業価値は、むしろマイナス2093億DMからマイナス2564億DM程度だったというべきである。BvS(2003, p. 169)によれば、旧東独企業の民営化にともなう見越費用は各種補助金給付、汚染土壌回復費用、金利費用、売却契約管理費用、信託公社人件費などのすべての費用を含み、企業再建に直接必要な費用は見越費用の2/3程度である。その点を考慮するならば、信託公社は物的資本価値1920億DMを維持するために2222億DM(=3333*2/3)を必要としたとみることもできる。つまり旧東独企業の純市場価値はマイナス300億DM程度ということになる。あるいは、別の見方では、

信託公社とBvSは1990年から2002年までの間に約760億DMの民営化収入を得たから、旧東独企業の資本価値はマイナス1160億DM程度(=760-1920)だったとみることができるかもしれない。

信託公社による民営化が赤字に終わったことは事実である。この点を批判する議論は多く、実際により良い旧東独企業再建方法はあったかもしれず、それによって旧東独企業価値の市場評価額を上げることはできたかもしれない。しかし、本研究の観点からは、信託公社による民営化が東独期の行政的固定価格からの脱却、つまりマクロ的、ミクロ的な経済構造調整にどれだけ貢献したかが問題である。この観点からは、第1に、民営化を通じて旧東独の行政的固定相対価格体系からの脱却が完了したことに疑いの余地はない。第2に、信託公社の支出の大部分を占める企業再編、再建、解散にかかわる支出、つまり赤字の経済的内容は、経常的支出ではなく、投資的支出とみなすべきである。繰り返し指摘しているように、旧東独には旧西独並みの生産性水準をもつ経済へと転換する経済発展経路以外に選択の余地はなかった。そのためには、物的資本と人的資本の再建は避けて通れない。信託公社の活動は、この旧東独の経済構造転換、つまり市場経済移行という投資に成功したかどうかで評価すべきである。信託公社・BvSは約760億DMの販売収入とともに、2110億DMの投資実行契約、150万人の雇用確保契約を結んだ(BvS, 2003, p. 118, ユーロ建金額はEuro/DM=1.96で一律に換算)。旧東独地域の生産性は現在に至るまで全独平均の80%程度にとどまり続けているが、全独平均の80%程度ということは旧東独の生産性は日本の生産性に匹敵するかそれ以上の水準である(OECD, 2019)。工業分野の旧東独の一人当たり資本装備度、資本設備の近代化度は旧西独企業とほぼ変わらない(IWH, 2019, pp. 12-13; IWH, 2020, p. 204)。旧東独の資本設備をすべて更新するというドイツ統一当初の課題は達成されたといえる。結果的に、ドイツ統一時点ではほぼ市場競争能力のなかった旧東独経済は日本に匹敵するかそれ以上の生産性を持つ経済に変わった。この成果が小さいというのであれば、旧西独の生産性水準に1990年以降30年間追いつけない日本の経済発展の成果はどれほど小さいかということになってしまう。信託公社の支出が投資的支出であると考えれば、約十年間で2067-2564億DMの赤字はむしろ小さい金額だったといえる。ただし、この信託公社の

赤字額は、旧東独経済の市場経済移行と復興のための費用の一部に過ぎない。次章では、旧東独経済の復興に全体としてどれだけの費用が必要だったのかを検討する。

4. 市場経済移行のコスト

これまで検討したように、旧西独と旧東独の同一経済圏化のもとでの旧東独の市場経済移行は次の特徴を持っていた。第1に、下方硬直的で、かつ世界的にみて高い賃金水準と、旧東独にとっては増価された為替レートである西独マルク為替レートが与えられたもとの、販売市場喪失、大量倒産、大量失業が一举に生じた。第2に、その経済危機からの脱出する方法は、旧東独経済を旧西独並みの先進経済に構造転換するしかなかった。第3に、行政的固定価格が企業再建計画、ビジネス戦略の立案の際の大きな障害であり、したがって速やかな経済構造転換の障害だった。第4に、これらの問題を解決するために、民営化により市場競争環境を創出、維持しつつ、経済構造調整から生じる緊急的経済問題に対処できる国家機構の構築が必要だった。本章では、旧東独の市場経済において、経済再建全般と国家機構構築にどの程度の費用が必要だったかを概観する。

4.1 経済復興費用

旧西独が旧東独の市場経済移行にどれだけの資金を投下したかを正確に計算することは容易ではない。BT (1998, p. 30)によれば、連邦および旧西独の州、市町村予算資金、社会保障会計、労働庁会計およびEU補助金からなる公的資金のベルリンを含む旧東独への移転額から旧東独での連邦税収を除いた純移転額は、1991年から1998年の合計で1兆310億DM、人口一人当たり毎年約7300DMになった(表3)。この金額は第3章で検討した2000–2500億DMの信託公社の赤字を含んでいるが、利子補給、債務保証、信用供与枠設定等は含んでいない(BT, 1998, p. 30)。また旧西独公的機関による旧東独への支援には税の減免や資金移転を伴わない援助等もあった(Gawel, 1994, pp. 246, 289–312)。さらに、ドイツ連邦鉄道やドイツ連邦郵便による旧東独における投資支出等も含んでいない。また旧西独の公的資金による援助が1998年に終了したわけではない。緊急対策的な財政支援枠

組みであるドイツ統一基金(Fonds "Deutsche Einheit")は1994年末で終了しているが、その後も一般的な州間財政平衡制度への移行と同時に1995年から2004年までSolidarpakt Iと呼ばれる枠組みで、2005年から2019年まではSolidarpakt IIと呼ばれる枠組みで追加的財政支援がおこなわれている(BT, 2000, pp. 20–21; Paque, 2009, pp. 181–207). ただし、これらは旧東独向けだけの特別な枠組みというより、旧東独、旧西独を問わない構造的、資金的に弱体な地域に対する支援の枠組みである(BT, 2020, pp. 97–101).

表4 1991–1998年の旧東独への公的資金移転額(10億DM)

旧東独経済の再建のもう一つの資金源は民間投資資金である。民間資金を含む旧東独経済復興に要した費用の規模をよりよく反映する指標として、旧東独の域内アブソープションRAと域内総生産GRPとの差額が考えられる(IWH, 2014, p. 37; IWH, 2020, pp. 31–33; Paque, 2009, pp. 183). RAとGRPの差額は、実物経済的にみれば旧東独地域の純移輸入額、金融経済的にみれば旧東独の域外貯蓄動員額である。つまり、旧東独地域でおこなわれた生産以上に旧東独地域で消費、投資に使われた財の金額をあらわす。純移輸入あるいは域外貯蓄の累積動員額は対域外債務の累積額であるから、その経済的意味は実物経済の実際の成長成績を考慮しなければならない。つまり、域外貯蓄が域外にとって不良金融資産化していないか、旧東独にとって返済不能な債務になっていないかという観点が必要である。分析対象期間において旧東独が順調に経済成長を続け、旧東独が債務危機的な状況に陥っているという事実はない。旧東独の場合は、域外貯蓄の動員によって得られた資金は実物経済の成長に結びついたとみてよい。

表5は旧東独のGRPとRAの差額を純移輸入(正の符号で純借入)として計算した結果を示している。ドイツの州経済計算統計データの制約により、GRPとRAの差額は、 $\text{純移輸入} = \text{域外貯蓄} = (\text{域内家計消費} + \text{域内政府消費} + \text{域内粗投資}) - \text{域内総生産GRP}$ として概算で計算可能であるにとどまる。RAのうち在庫変動データは利用可能ではなく、さらに州別経済計算ではGRP域内総生産額との統計上の不突合をアブソープション側で調整しているため、上記の計算式で計算した

純移輸入あるいは域外貯蓄は、在庫変動と統計上の不突合を含んでしまう。以上のような制約はあるが、純移輸入/域外貯蓄額は旧東独経済の市場経済移行に必要な資金のおおまかな金額を与えてくれる。

表5 旧東独の純移出入/域外貯蓄動員

表5の旧東独は、ベルリンを含まない旧東独である。したがって、表5の純移輸入はベルリンとその他旧東独との移出入を含んでいる。ただし、ベルリンを含む旧東独の純移輸入は、表5の各時期について総額3873億ユーロ、1兆231億ユーロ、1兆4850億ユーロで、1991-2011年期以外は相対的に小さい。一方で1988年末約210万人の西ベルリンの人口規模(SBA, 1990, p. 33)が相対的に大きく、さらにベルリンは1998年からドイツ連邦の首都である。これらを考慮すると、ベルリンを含まない旧東独の純移輸入が旧東独の市場移行費用をより適切に反映するであろう。表5によれば、1991年から2001年の期間で、旧東独は、年約925億ユーロ(1800億西独マルク=925*1.95西独マルク/ユーロ)、人口一人当たりで年約6500ユーロ(12,700西独マルク=6500*1.95)の資金を追加的に動員したことになる。公的資金移転額(7300DM/人年でベルリンを含む)とくらべると、公的資金移転が旧東独の域外貯蓄動員額の半分強になり、公的資金移転の意味は大きかったといえる。なお、ユーロ導入は1998年であるから、それ以前の期間のDMとユーロの換算には1.95-1.96DM/ユーロが一律に使われることが多い。

旧東独と旧ソ連東欧諸国をくらべると旧東独の域外貯蓄動員額が文字通りけた外れに大きいことがわかる。図1は旧ソ連東欧諸国の同様の時期の年人口一人あたり純輸入額を示している。旧東独は、図1の中で最大額になっているリトアニアとくらべても一人当たり35倍の金額を動員している。

図1 旧ソ連東欧諸国の財サービス収支(+純輸入/-純輸出)

4.2 国家機構の構築

ドイツ統一の枠組みの中でおこなわれた旧東独の「社会的市場経済」への移行

のもう一つの重要な要素は、西独と同等の国家機構を東独に構築し、機能させることだった。西独の国家機構を東独にそのまま延伸することは、国家機構構築のための政治的、物的、人的費用を引き下げたと考えられる。一方で、西独国家機構が理想的な国家機構であったわけではないから、西独国家機構の欠点も東独にもたらされたことになる。西独国家機構をそのまま東独に持ち込むことがより良い国家機構を構築するための貴重な機会を失わせたとする批判は現在まで存在する(Derlien, 1999)。西独国家機構自体の評価やドイツ統一が本当により良い国家装置の構築を目指す好機であったかの検討は本論の目的ではない。ここで検討することは、西独国家機構を東独に延伸することを前提として、国家機構を構築し、それを機能させるためにどれだけの物的、人的資源が必要だったかを概観することである。

4.1で検討した公的資金移転額は、旧東独における国家機構構築のための旧西独による資金援助を基本的に含んでいる。ドイツ統一直後は、国家機構を機能する前提である物理的設備、インフラストラクチャーの整備とそのための資金確保が重要かつ緊急に解決すべき課題だった。例えば、失業者の急増が予想されたため、東独の労働仲介所を西独連邦雇用庁組織に組織再編したうえ、なによりもまず西独雇用庁のコンピュータネットワークに東独労働仲介所を接続する必要があった。資金不足で固定電話回線すらナチス時代より減少し、コピー機すら満足に存在しない東独の状況では、この課題は東独自身では容易に解決できる問題ではなかった(Nakamura, 2018, pp. 31–33)。しかし、解決がより難しく、時間もかかると当初から予想されていた問題は、市場経済と民主主義を理解したうえで、公共サービス分野の業務を遂行できる人材を再教育し、育成することだった。

旧東独の人材は、知識として市場経済と民主主義を理解していたとしても、市場経済と民主主義のもとでの国家機構を運営した経験どころか、市場経済と民主主義のもとで生活した経験すらないことに注意する必要がある。加えて、ドイツ統一では、東独の政治指導者、秘密警察、秘密警察に協力し不法に人権を侵害した者をスクリーニングし、追放することが、旧西独体制の正統性を維持するために必須だった(BT, 1994, pp. 69–86; Nakamura, 2018; Nunberg, 1998, p. 212–214)。

統一条約発効後、旧東独の軍、鉄道、郵便を含む公共サービス分野の労働者はすべていったん待機状態に置かれ、対応するドイツ統一後の組織が主として職業的適格性と政治的適格性を基準に審査し受け入れを決定した(BR, 1990c, Anlage I, Kap. XIX, Abs. III-1). 国家保安省(秘密警察)のように統一後に後継の組織が無い場合は、その政治的適格性を判断するまでもなく、待機期間が過ぎたのち全員がほぼ自動的に解雇された。ただし、国家保安省のようにそもそも後継組織がない場合を除くと、政治的適格性を根拠に解雇された公的サービス従事者は、司法関係者、軍上層部、警察上層部を除くと、おそらく1%にも達しなかった(Nakamura, 2018, pp. 10–20). それでも、人材不足問題をより深刻にしたことは間違いない。

国家統一条約は、人材不足問題への対応策として旧西独による公的サービス分野の人材育成援助を規定していた(BT, 1994, pp. 50–65; BR, 1990c, Art. 15). 人材不足問題の解決策として、資金援助以上に重要だったことは、旧西独人材による旧東独人材へのノウハウ、知識の伝達だった。このためのドイツ統一に特殊な公的サービス部門人材不足への対応策の一つが、旧西独人材の旧東独への直接派遣だった。統一条約は旧西独人材の直接派遣を予定していたが、人材派遣スキームが連邦レベルで確立する以前から旧西独、旧東独の州市町村政府および他の社会的組織間において旧西独人材の旧東独への短期、長期の派遣が自発的に始まっていた(BT, 1994, pp. 62–65; BT, 1995, pp. 63–68; Nakamura, 2018). 1991年から1994年にかけて、旧西独の連邦、州、市町村の各レベルの政府は、平均して3万人前後を国家機構の構築と運営のために旧東独に派遣していた(BMWi, 1993, p. 25; BT, 1995, pp. 65). この数字は、旧西独の連邦鉄道、連邦郵便、商工会議所、赤十字、労働組合などの各種組織、社会団体から旧東独へ派遣された人材を含んでいないが、これらの組織からもかなりの数の人材が旧東独に派遣されており、これらを入れると4万人は下らないといわれている(Hoesch, 1992). さらに、旧西独から転居して旧東独の公的サービス部門で働く人材も統一直後から一定程度存在し、時間とともに増えていった (Nakamura, 2018, p. 22). 旧東独の郵便、鉄道を含み、軍を含まない公的サービス従事者は1990年7月時点で174万人程度であったため、旧西独から派遣された人材の比重は2%程度だった。ただし、旧西独人材はもっぱら連邦、州レベルの組織で比重が高く、かつ指導的地位について

いたから、国家機構運営上の旧西独人材の重要性は量的な比重よりはるかに大きかった。なお、1990年7月時点の公共サービス従事者数174万人は東独末期の約220万人からは減少していたものの、人口比でなお旧西独の1.4倍程度だった(Breidenstein, 1992; SBA, 1993a, p. 50)。人口比では旧東独の公的サービス従事者の適正数は120万人程度といわれていたため、旧西独人材の比重は3%程度とみる方が良いだろう。

旧西独人材の直接派遣は、旧東独の公的サービス分野の人材が社会的市場経済下の国家機構の運営を旧西独から派遣された人材の働きぶりを実際にみて学び、実践的、具体的に指導してもらった機会を与えたという点で人材不足問題解決の不可欠の要素だった。しかし、旧西独人材の派遣では人材の量的不足を解消することはできない。旧西独人材にも限りはあり、彼らは旧西独でおこなうべき業務を持っていた。一方、旧西独教育カリキュラムに従って旧東独あるいは旧西独で育成された人材によって旧東独の公的サービス分野の人材ストックを更新するには世代単位の時間がかかることはあきらかである。したがって、国家機構を機能させるためには、既存の旧東独人材ストックの教育と再教育が必須だった(Chowdhuri, 1993; Derlien, 1998, pp. 214–215; Ehrhardt, 1993; Nakamura, 2018)。旧東独ではそもそも研修、再教育の組織自体を構築しなけりばならなかった。ここでも教員となりえる旧東独人材は事実上皆無であったから、教員人材の確保が問題となり、当初はもっぱら旧西独からの人材派遣に頼ることになった。BT(1995, pp. 66–67; 1997, pp. 31–32)によれば、連邦政府は、1991年から1994年の期間で旧東独連邦行政機関の旧東独人材9万3千人の研修、再教育をおこなった。旧東独の州市町村の行政機関では21万5千人の旧東独人材が研修、再教育を受けた。特に、組織数も人員数も多い市町村レベルの研修、再教育の推進は困難だったが、1994年までに旧東独市町村レベルの研修・教育機関で旧東独公共サービス部門人材3万人が再教育を受けた。加えて、旧西独の研修・教育組織が旧西独で旧東独人材を再教育する機会も提供した。

公的サービス部門の人材不足問題に対するドイツ統一に特殊な対応策の2つめは、公的サービス分野における旧西独人材と旧東独人材とのインフォーマルなネットワークを通じての知識とノウハウの移転だった。同様な組織で同様な

地位にある旧西独と旧東独の人材は、各種セミナー、会議、行事を通じてインフォーマルなネットワークを形成できた。このインフォーマルなネットワークにより、旧東独人材は必要な時には旧西独人材に電話をしてアドバイスを受けることが可能だった(Nakamura, 2018)。Hosch (1992)は、このインフォーマルなネットワークは、旧東独の国家機構を機能させるうえで、旧西独人材の直接派遣とくらべてもより大きな意義をもっていた述べている。一方で、容易に想像できるように、インフォーマルなネットワークによる情報伝達は、体系的ではなく、望ましい情報が効率的に伝わる保証もない、いわば窮余の策だった。インフォーマルなネットワークの意義は否定しないが、より効率的な方法を準備しておくべきであったという反省はある(Scheytte, 1993)。

国家機構運営のための人材育成は、旧西独の人材にとっても、旧東独の人材にとっても大きな負担だった。体制転換、市場経済への移行は旧西独の人材にとっても未知の業務だった。一方、旧東独の公的サービス部門の人材は、通常業務と統一に関連した特殊な業務をおこないつつ、再教育を受けなければならなかった。このような状況の下で、指導的立場につかざるを得ない旧西独人材と指導されるしかない旧東独人材との間に社会的、心理的あつれきが生じることは容易に想像できる(Nakamura, 2018, p. 34; Reichard and Schroeter, 1993)。

旧東独の公的サービスは、統一直後にはカオス状態にあるとまでいわれたが、1990年代中期には正常に機能しているとの評価を受けるようになった(Derlien, 1998, p. 229; Wollmann, 1997, pp. 20, 417–472;). 特に経済行政については、旧態依然とした旧西独よりも優れているとの評価すらあった(Nakamura, 2018, p. 35)。2000年代になると公的サービス分野の機能において旧西独と旧東独の間に有意な差を見出すことは困難である。中村(1995, p. 2)は、市場移行にともなう国家機構の再構築に世代交代が終了するまで、つまり30年程度はかかるとしていた。しかし、ドイツ統一の場合は、旧西独の存在によって、中村の予想よりも早く問題は解決されたといえる。それでもなお民主主義と市場経済に適合した国家機構が機能するまでに10年単位の時間は必要だった。

4.1で検討した公的資金移転額は国家機構構築支援に旧西独が支出した経済的費用を含んでいるが、ここで検討したように、この経済的費用は国家機構構築費

用の一部しか反映していない。そもそも、他の旧ソ連東欧諸国は国家機構の設計図を共有でき、同一言語を使用している国を持たないのであるから、国家機構構築の経済的費用の大小をみてもあまり実地的な意味はないといえる。ドイツ統一の経験が示唆することは、市場経済に移行すると自動的に市場経済に適合した国家機構ができあがるといった想定はかなりの外れであり、現実離れしているということである。旧東独の国家機構構築は、膨大な人的資源と物的資源を明確な目的に従って意識的に動員するという費用を必要とした。市場経済が市場経済に適合した民主主義的国家機構を自動的に生み出すとする想定は数百年単位の超長期には成立するかもしれないが、国家機構を運営するための人的資本の形成という問題を考えれば、数十年単位の時間視野では成立する可能性は低い。

5. むすび：旧ソ連東欧諸国とドイツ統一の比較

本稿の目的は、ドイツ統一という形態でおこなわれた旧東独の市場経済移行の特殊性を明確にすることによって、他の旧ソ連東欧諸国の市場経済移行と比較することだった。旧東独の場合、通貨経済社会同盟による旧西独と旧東独の同一経済圏化が、文字通り一夜にして旧東独経済を市場競争に暴露し、経済的意味が不明な旧東独行政的固定相対価格からの脱却が急速にすすむことになった。旧東独国有企業の民営化がこの相対価格調整過程が相対的に速やかに継続することを確保した。一方で、同一経済圏化は、増価された水準である旧西独マルク為替レートと世界最高水準にある旧西独賃金水準を旧東独にとってほぼ固定的に課すことになった。他方で、同一経済圏化は、旧西独による資金援助と旧東独が旧西独の信用力に依拠して金融市場で資金を調達することを可能にした (Gawel, 1994, p. 320)。高い賃金水準が与えられ、為替レート調整による保護の可能性が奪われた旧東独経済が、相対価格調整と経済構造調整が終わるまでは大量倒産、大量失業に直面することは容易に予想できた。それらの経済問題に対処できる国家機構を旧東独に構築することが急務だった。旧東独の国家機構は、企業倒産、失業急増といった緊急的経済問題に対処するとともに、公的資金移転と民間投資資金として旧東独に流入する資金の効率的配分のための法的、制度

的枠組みを構築し、確保する必要があった。後者は、民営化によって相対価格調整を継続させることの別の表現であり、旧東独国有企業の急速な民営化が必要だった理由である。国有企業の民営化がどの程度成功であったのかという評価は難しい。その最大の理由は、行政的固定価格の影響により企業価値の初期値がわからなかったからである。Saechsischer Landtag (1997)では、ドイツ統一から7年たってもなおザクセン州議会議員らから「なぜ西独の経済学者、経済研究機関、ドイツ連邦銀行等が東独の生産性や経済状況を正確に把握できていなかったのか」との質問が繰り返されているが、それは経済的意味のわからない固定的相対価格体系のもとでは誰も知り得ないことであり、市場経済化して初めてわかることだったと答えるしかないであろう。いずれにしても、結果的に、信託公社の民営化事業は2000億DMから2500億DM規模の大きな赤字だったが、旧東独の現在の経済水準を考えれば経済的に成功だったといえる。同時に進めた国家機構構築も、国家機構が現在の旧東独において旧西独と遜色なく機能しているという意味で成功だった。一方、結果をどのように評価するにせよ、旧東独における市場経済移行と国家機構構築には経済的費用だけをみても約20年にわたり人口一人当たり年約5000ユーロという膨大な資源が必要だった。経済的費用に加えて、とりわけ旧西独人材による旧東独国家機構運営への貢献が不可欠だった。

以上の東独の市場経済移行と他のソ連東欧諸国の市場経済移行を比較すると次の点を指摘できる。第1点は、市場経済への出発点には経済的意味が不明な行政的固定相対価格体系とそれに対応した産業レベル、企業レベルの経済構造が存在していることを認識する必要がある。世界市場相対価格に対応していない相対価格体系が残存する限り、信頼性をもった収益性計算や企業価値評価は困難であり、中長期的な企業再建計画も事業計画も策定できず、資源配分効率の評価もできない。市場経済移行において民営化が必要である理由の一つはこの点にある。民営化によって市場競争、つまり資源配分に対する市場による評価を制度化しなければ、行政的固定価格制度下で形成された相対価格体系からの脱却に時間がかかるだけであり、それは非効率な資源配分を持続させるだけである可能性が高い(IWH, 2019, p. 23)。一方、市場経済移行の開始時点で行政的固定相対

価格体系が世界市場相対価格に対応しておらず、さらに経済構造がその行政的固定相対価格体系に対応していたとするならば、行政的固定相対価格体系からの脱却は必然的に経済構造の調整、つまり企業倒産と失業の発生をともなう。この経済構造調整にかかわる責任を政府がすべて負うことは通常不可能である。民営化により民間の経営能力を利用するとともに、経済再建の責任の分散を図るしかない。これが企業民営化が必要なもう一つの理由である。

第2点は、体制転換のゴールは何かという問題である。東独の場合、体制転換のゴールは西独の社会的市場経済とそれに対応した西独国家機構という具体的ゴールだった。そのゴールへの支持は民主主義的な選挙を通じて常に確認されていた。東欧諸国では、体制転換のゴールはおそらく欧州の市場経済と欧州の古典的な国家機構、あるいはより具体的にはEU加盟を達成できる市場経済と国家機構の構築というゴールだったといえるだろう (Apelt, Schmidt, and Tuchscheerer, 2020, pp. 145–150; Frye, 2010, p. 251)。ただし、一般市民の間でこの目標がどれだけ具体的なものとして存在していたのかはわからない。旧ソ連諸国では、おそらく東欧諸国と同様に「欧州への回帰」がゴールであったであろうバルト3国を除くと、体制転換のゴールとして「欧州への回帰」と同程度の具体性をもったゴールすら存在していたのかどうかもはっきりしない。旧東独の場合は、明確なゴールの下で、同一の言語と共通する歴史的、社会的、文化的背景を持つ旧西独による膨大な物的、資金的、人的援助によってようやく社会的市場経済への移行とそれに対応する国家機構の構築を達成できた。この条件が成立しない他の旧ソ連東欧諸国では、新たな国家機構の構築は大きな困難に直面するであろうことは容易に想像できる。

ここで注意しておくべき点は、旧西独による旧東独での国家機構構築は、体制転換後に市場経済に適合した民主主義的国家を構築するためには統制的あるいは専制的国家が必要だというアイデアを支持する根拠にはならないことである。東独の場合は、西独という市場経済に適合した国家機構が自身を東独に拡大したのであって、非民主主義的国家機構が民主主義的国家機構を構築したのではない。旧東独を含む体制転換国の問題は、統制的、専制的国家が必要かどうかよりも、次の点にあるだろう。それらの国には市場経済に適合した国家機構を運

営するための人的資本ストックは存在せず、したがって市場経済に適合した国家機構の構築と運営に必要な人的資本ストックの再構築を既存の市場経済に適合していない国家機構自身がおこなわなければならないという問題である(Nunberg, 1998, pp. 7–51). 人的資本ストックの再構築には旧東独並みの資源とノウハウの移転があつたとしても世代単位に近い時間が必要である。構築すべき国家機構のゴールとそのためのノウハウの移転を含む資源をいわば選択の余地なく与えられた東独より、他のソ連東欧諸国でこそ、いかなる国家機構を構築するのかという明確なゴールとそのゴールへの支持があることを長期にわたって確認し続けることが必要だということになる(Frye, 2010, pp. 70–103; Neundorf, 2010; Nunberg, 1998, pp. 1–5).

第3点は、体制転換後の国家機構には、短期的経済危機への対応と長期的構造調整の必要性との間のバランスをいかにとっていくかという困難な問題が課されることである(Frye, 2010). この点では、旧ソ連東欧諸国はその経済発展経路に選択の余地があるために、旧東独よりもはるかに困難な経済的、政治的問題に直面するといえるだろう。旧西独の経済力が為替レートと賃金水準を基本的に決定してしまう旧東独とは異なり、旧ソ連東欧諸国では、国内経済構造の調整が進まなくても、為替レートが自国通貨安に動くことで世界市場競争力を一定程度維持できることになる。これは、低賃金によって市場競争力を確保することに他ならない。為替レートを含む価格自由化は相対価格調整の前提条件を与えるだけであり、国内経済での市場競争を政策的に阻害すれば、結局、相対価格調整はすすまない。一方、市場競争の促進と相対価格調整の進展は、失業、倒産といった緊急的経済問題や、短期と長期の利害不一致、衰退産業と成長産業の利害対立、地域間不均衡といった問題を必然的にもたらす。旧ソ連東欧諸国では、人材不足と厳しい予算制約の下で必然的に弱体な国家機構がこれらの微妙な問題に対応してなければならないことになる。旧東独の場合は、旧西独から膨大な資金援助を受けたが、その資金援助は、時限的方策を除くならば、市場競争を妨害、かく乱するものではなく、むしろ構造調整、企業再建を促し、市場競争を維持、促進する目的と、社会保障や失業対策といった市場競争の結果の緩和策への支援を目的としていた。民営化方針は堅持され、市場が民営化の結果を評価し続けるこ

とで、資源配分が歪められることは基本的になかった。そのことがまた旧東独が旧西独を媒介として世界金融市場へのアクセスを容易にした。旧東独に構築された国家機構、おそらくより正確には西独国家機構は、短期的経済危機への対処と長期的な経済構造調整の間のバランスという問題の処理に多かれ少なかれ成功したといえる。ただし、既に指摘したように、その問題の処理には膨大な資源を必要とした。

西独国家機構は理想的国家機構であったわけではない。ドイツ統一後、東独貯蓄金庫を州政府監督下にある州銀行傘下に置いたため、貯蓄金庫資金の配分が州政治政局の影響を受けたとする例のように(Groppe and Mcshane, 2020), 旧西独と同等の国家機構を構築したために生じた資源配分損失もある。旧ソ連東欧諸国の市場経済移行においてどの程度のスピードで相対価格調整が進み、それが各国のマクロ経済の成長成績にどの程度の影響を与えたかを精査することで、各国の国家機構構築の成績を測定できるかもしれない。それは今後の課題である。

東独の体制を転換するためのより良い方法はあったであろうし、旧東独と旧西独の間に多様な地域差はなお残り、完全な統合は達成されていない(BT, 2021; BR, 2020; LPB, 2020)。しかし、ドイツ統一の枠組みの下での旧東独の急速な経済構造調整とそれに伴う社会経済問題に対処できる国家機構の構築は、社会的市場経済の堅持という方針と膨大な資源の投入によって成功したと評価できる。

ドイツ統一の枠組みの下で旧東独の市場経済移行が成功すると事前に保証されていたわけではない。むしろ東独の行政的固定価格問題により、ドイツ統一時点では、旧東独の市場経済移行にどれだけの費用がかかるかの見通しはほとんどたたなかった。その費用が西独経済の崩壊まで導く規模になる可能性もゼロではなかった。ドイツがドイツ統一を誇る理由は、成功するかどうか確実ではなかったドイツ統一を成し遂げたことにある。その成果が誇るに足りる成果であることは間違いない。

参考文献

Apelt, A.H., Schmidt, E., Tuchscheerer, eds., 2020. *Der Aufbau Ost im*

- Ostmitteleuropaischen Vergleich, Eine Bilanz nach 30 Jahren.* Mitteldeutscher: Halle.
- Breidenstein, W., 1992. Personal in Oeffentlichen Dienst am 30. Juni 1991, *Wirtschaft und Statistik*, 10: 740–747.
- Brenke, K., 2015. A Critical Retrospective: German Monetary Union, *DIW Economic Bulletin*, 27: 366–375.
- Breuel, B., 1993. *Treuhand intern.* Ullstein: Frankfurt/M and Berlin.
- Bundersregierung (BR, 1990a), 1990. *Prinzipielle Ziele der DDR-Verhandlungsfuehrung, die mit dem Staatsvertrag erricht wereden sollen.* Bundes Archiv, DC-20, 6008.
- Bundersregierung (BR, 1990b), 1990. Gesetz zu dem Vertrag vom 18. Mal 1990 über die Schaffung einer Währungs-, Wirtschafts- und Sozialunion zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik, *Bundesgesetzblatt*, Teil II, Nr. 20, 25 June 1990.
- Bundersregierung (BR, 1990c), 1990. Gesetz zu dem Vertrag vom 31. August 1990 zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands - Einigungsvertragsgesetz - und der Vereinbarung vom 18. September 1990, *Bundesgesetzblatt*, Teil II, Nr. 35, 28 Sep. 1990.
- Bundersregierung (BR, 2020). *Abschlussbericht der Kommission „30 Jahre Friedliche Revolution und Deutsche Einheit“.* Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat.
- Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben (BvS), 2003. *"Schnell privatisieren, entschlossen sanieren, behutsam stilllegen" Ein Rückblick auf 13 Jahre Arbeit der Treuhandanstalt und der Bundesanstalt für vereinigungsbedingte Sonderaufgaben.* Wegweiser: Berlin.
- Bundesministerium fuer Wirtschaft (BMWi), 1993. *Ausgewaehlte Wirtschaftsdaten zur Lage in den neuen Bundeslaender.* BMWi: Bonn.
- Chowdhuri, I., 1993. *Der Beitrag von Fortbildung zur Verwaltungsentwicklung am Beispiel Ost-Berlins*, In: Pittschas, 1993, pp. 223–235.
- Derlien, H.-U., 1998., *The Triple Revolution*, In: Nunberg, 1998, pp. 195–235.
- Deutsche Bundesbank, 1996. Geschäftsbericht 1995. 1 April 1996.
- Deutscher Bundestag (BT), 1994. *Materialien zur Deutschen Einheit und zum Aufbau in*

- den neuen Bundesländern*. Drucksache 12/6854.
- Deutscher Bundestag (BT), 1995. *Materialien zur Deutschen Einheit und zum Aufbau in den neuen Bundesländern*. Drucksache 13/2280.
- Deutscher Bundestag (BT), 1998. *Jahresbericht der Bundesregierung zum Stand der Deutschen Einheit 1998*. Drucksache 13/10823.
- Deutscher Bundestag (BT), 2000. *Jahresbericht der Bundesregierung zum Stand der Deutschen Einheit 2000*. Drucksache 14/4129.
- Deutscher Bundestag (BT), 2020. *Jahresbericht der Bundesregierung zum Stand der Deutschen Einheit 2020*. Drucksache 19/22580.
- Deutscher Bundestag (BT), 2021. *Jahresbericht der Bundesregierung zum Stand der Deutschen Einheit 2021*. Drucksache 19/31840.
- Deutsches Institute fuer Wirtschaftsforschung (DIW), 1990. *DDR-Wirtschaft im Umbruch*. Berlin.
- Dietrich, H. et al., 1986. *Valutaoekonomie*. Die Wirtschaft: Berlin.
- Ehrhardt, R., 1993. *Fortbildung für den Verwaltungsaufbau*, In: Pitschas, 1993, pp. 237–247.
- Fink, G., 1972. Gossnab SSSR. Duncker & Humblot: Berlin.
- Fisher, W. ed., 1993. *Treuhandanstalt, 1993*. Akademie: Berlin.
- Fratzcher, M., 2017. Von Hekmut Kohl Lernen, *Zeit Online*, 30 June 2021.
- Frisch, M., Schindele, Y., and Wyrwich, M., 2010. *Ein langer Weg*, Bundeszentrale fuer politische Bildung, www.bpb.de, Last accessed, 19 Feb. 2022.
- Frye, T.M., 2010. *Building States and Markets After Communism*. Cambridge U.P.: Cambridge.
- Gawel, E., 1994. *Die deutsch-deutsche Währungsunion*. Nomos: Baden-Baden.
- Goschler, C. and Boeick, M., 2017. *Wahrnehmung und Bewertung der Arbeit der Treuhandanstalt*. Historische Institute Bochum, Ruhr-Universität Bochum.
- Gropp, R., Mcshane, W., 2020. *Politische Kreditzyklen in Deutschland*, In: IWH (2020), pp. 148–161.
- Grossman, G., 1966. Gold and the sword, In: Rosovsky, H., ed., *Industrialization in two systems*, John Wiley: New York, pp. 204–23.
- Harte, H., 2017. *Besitzen die Bilanzen der volkseigenen Betriebe eine ökonomische Aussagekraft für den Übergang in die Marktwirtschaft?* In: Heyemann and Paque,

- 2017, pp. 203–225.
- Heimann, C., 2017. „*Mises was right*“ oder: *Warum die DDR wirtschaftlich untergehen musste*, In: Heydemann and Paque, 2017, pp. 149–174.
- Heydemann, G. 2013. *DDR*, In: Heydemann and Vodicka, 2013, pp. 101–136.
- Heydemann, G. and Paque, K.-H., eds., 2017. *Planwirtschaft - Privatisierung - Marktwirtschaft*. Vandenhoeck & Ruprecht: Goettingen.
- Heydemann, G. and Vodicka, K., 2013. *Vom Ostblock zur EU*. Vandenhoeck & Ruprecht: Goettingen.
- Hoesch, J., 1992. *Probleme des Verwaltungsaufbaus in den neuen Laendern*, mimeo, Bundesministerium des Innern, Bonn.
- Hunt, J. 2008. German Reunification, Economics Of. In: Palgrave Macmillan (eds) *The New Palgrave Dictionary of Economics*. Palgrave Macmillan: London. https://doi.org/10.1057/978-1-349-95121-5_2520-1.
- Institut für angewandte Wirtschaftsforschung (IAW, 1990a), 1990. *Schulssbilanz - DDR*, Teil 2. Berlin.
- Institut für angewandte Wirtschaftsforschung (IAW, 1990b), 1990. *Wirtschaftsreport*, Berlin.
- Institute fuer Wirtschaftsforschung Halle (IWH), 2001. *Zehn Jahre Deutsche Einheit*. IWH: Halle.
- Institute fuer Wirtschaftsforschung Halle (IWH), 2010. *20 Jahre Deutsche Einheit. Von der Transformation zur europäischen Integration*. IWH: Halle.
- Institute fuer Wirtschaftsforschung Halle (IWH), 2014. *Wirtschaftliche Integration Ostdeutschlands im Spiegel der Forschung am IWH*. IWH: Halle.
- Institute fuer Wirtschaftsforschung Halle (IWH), 2019. *Vereintes Land: drei Jahrzehnte nach dem Mauerfall*. Knauer Taschenbuch: Muenchen.
- Institute fuer Wirtschaftsforschung Halle (IWH), 2020. *Ostdeutschland - Eine Bilanz*. IWH: Halle.
- Kohl, H., 2009. *Vom Mauerfall zur Wiedervereinigung*, Knauer Taschenbush: Muenchen.
- Kuboniwa, M. 1989. *Quantitative Economics of Socialism*, Kinokuniya & Oxford U.P.: Tokyo and Oxford.
- Kuesters, H.J., 2022, *Die Wirtschafts-, Währungs- und Sozialunion zwischen den beiden deutschen Staaten tritt in Kraft*, <https://www.kas.de/de/web/geschichte-der>

cdu/kalender/kalender-detail/-/content/die-wirtschafts-waehrungs-und-sozialunion-zwischen-den-beiden-deutschen-staaten-tritt-in-kraft. Last accessed, 29 January 2022.

Landeszentrale fuer politische Bildung Baden-Wuerttemberg (LPB), 2020. Vereint nach drei Jahrzehnten? *Buerger & Staat*, 70:Heft 1/2-2020, www.buergerimstaat.de, Last accessed, 4 March 2022.

Nakamura, Y., 2017. *Monetary Policy in the Soviet Union*. Palgrave-Macmillan: New York.

Nakamura, Y., 2018. Establishing A New State under Human Resource Constraints: The Experience of the German Reunification, *RRC Working Paper No. 75*, Hitotsubashi University, Tokyo.

Zimmering, Z. 1990. *Neue Chronik DDR*, 6. Folge. Treptower Verlaghaus: Berlin.

Neundorf, A., 2010. Democracy in Transition, *The Journal of Politics*, 72(4):1096–1108.

Nunberg, B., 1998. *The State after Communism*. The World Bank: Washington, D.C.

OECD, 2019. *OECD Compendium of Productivity Indicators 2019*. OECD Publishing, Paris, <https://doi.org/10.1787/b2774f97-en>.

Paque, K.-H., 2009. *Die Bilanz*. Hanser: Muenchen.

Paque, K.-H., 2017. *Gewachsen, aber gefährdet: Eine wirtschaftliche Zwischenbilanz der deutschen Einheit*, In: Heydemann and Paque, 2017, pp. 287–327.

Pitschas, R., 1993. *Verwaltungsintegration in den neuen Bundesländern*. Duncker & Humblot: Berlin.

Rosefielde, S. 2003. The riddle of post-war Russian economic growth, *Europe-Asia Studies*, 55(3): 469–481.

Reichard, C., Schroeter, E., 1993. *Verwaltungskultur in Ostdeutschland*, In: Pitschas, 1993, pp. 191–222.

Saechsischer Landtag (1997), Bilanz der DDR-Wirtschaft - Zwischenbilanz Aufbau Ost, *Protokoll der 29. Sitzung*, pp. 111–549.

Sachverstaendigenrat zur Begutachtung der Gesamtwirtschaftlichen Entwicklung (SVR, 1991), 1991. *Marktwirtschaftlichen Kurs Halten*, Sondergutachten. 13 April 1991.

Schaeuble, W. 1991. *Der Vertarg*. Knauer: Hamburg.

Scheytt, O., 1993. *Rechts- und Verwaltungshilfe in den neuen Bundesländern am Beispiel der Kommunalverwaltung*, In: Pitschas, 1993, pp. 69–88.

- Schroeder, R., 2017. *Die Treuhand und das Ende der DDR-Wirtschaft*, In: Heydemann and Paque, 2017, pp. 27–40.
- Seibel, W., 2005. *Verwaltete Illusionen*. Campus: Frankfurt a/M.
- Statistische Aemter der Laender (SAL), 2020. *Volkswirtschaftliche Gesamtrechnungen der Laender, Entstehung, Verteilung und Verwendung des Bruttoinlandsprodukts in den Ländern der Bundesrepublik Deutschland 1991 bis 2020*, Reihe 1, Länderergebnisse Band 5.
- Statistisches Amt der DDR (SA, 1990a), 1990. *Statistisches Jahrbuch der Deutschen Demokratischen Republik 1990*. Rudolf Haufe: Berlin.
- Statistisches Amt der DDR (SA, 1990b), 1990. *Volkswirtschaftliche Gesamtrechnungen 1989 (vorläufig)*. Berlin.
- Statistisches Bundesamt (SBA), 1990. *Statistisches Jahrbuch 1990 für die Bundesrepublik Deutschland*. Wiesbaden.
- Statistisches Bundesamt (SBA, 1993a), 1993. *Statistisches Jahrbuch 1993 für die Bundesrepublik Deutschland*. Wiesbaden.
- Statistisches Bundesamt (SBA, 1993b), 1993. *Umsätze im Aussenhandel 1975 und 1980 bis 1990, Sonderreihe mit Beiträgen für das Gebiet der ehemaligen DDR*, Heft 9, Wiesbaden.
- Treuhandanstalt (THA), 1994. *Dokumentation 1990–1994*, 12 Vols. THA: Berlin.
- Wenzel, S., 2006. *Was war die DDR wert?*, Das Neue Berlin: Berlin.
- Wollmann, H., 1997. *Transformation der politisch-administrativen Strukturen in Ostdeutschland*. Leske und Budrich: Opladen.
- Ziege-Bollinger, K., 2017. "Volkseigentum" marktpreisgerecht verwertet? In: Heydemann and Paque, 2017, pp. 176–202.
- Ziege-Bollinger, K., 2020. *DDR-Industrie 1989*. Recce: Dresden.
- 青木國彦『体制転換』有斐閣, 1992年.
- キッシュ, T.(名島修三・訳)『開放経済と国際分業』合同出版社, 1974年.
- 久保庭真彰「ソ連経済ペレストロイカと数理経済学派」『経済研究』39(2): 129–140, 1988年.
- 栖原学『ソ連工業の研究』御茶の水書房, 2013年.
- 中村靖「ドイツの通貨統合について」『エコノミア』42(1): 42–54, 1991年.

中村靖『計画経済のミクロ分析』日本経済評論社，1992年。

中村靖「体制転換における国家機構構築と人的資源制約」『エコノミア』42(1):
1-28, 1995年。

西部忠『社会主義経済計算論争の市場像』1993年, <http://hdl.handle.net/2115/32896>,
Last accessed: 20 Feb. 2022.

吉田靖彦「社会主義経済計算再考」『ソ連東欧学会年報』20: 52-61, 1991年

吉田靖彦「社会主義経済計算論争の発展」『ソ連東欧学会年報』26: 91-101, 1997
年。

表1 旧東独企業データの分析結果

企業分類	
現在黒字である企業	1.7%
近い将来に黒字化が見込まれる企業	7.1%
事業計画が適切であると思われる企業	41.2%
再建可能性はあるが、事業計画が不十分なため代替的な事業計画が必要と思われる企業	24.1%
再建可能性が疑わしく思われる企業	4.9%
再建不可能な企業	21.0%
計	100.0%

注: 信託公社に1990年11月までに報告された旧東独企業1483社の企業データの分析, 評価結果.

出所: BvS, 2003, p. 36.

表2 西独マルク換算前後の東独金融部門統合バランスシート

10億東独マルク

借方		貸方	
対政府貸付	60.6	資本金・準備金	23.4
対企業貸付	231.7	流通現金	13.6
対住宅事業貸付	102.6	政府預金	10.8
対外債権	45.0	企業預金	57.0
その他	6.7	個人預金	182.1
		対外債務	152.5
		その他	7.2
計	446.6	計	446.6

10億西独マルク

借方		貸方	
対政府貸付	12.3	資本金・準備金	23.4
対企業貸付	115.8	流通現金	6.8
対住宅事業貸付	51.3	政府預金	5.4
対外債権	36.3	企業預金	27.8
平衡債権	26.4	個人預金	123.4
その他	3.9	対外債務	55.6
		その他	3.6
計	246.0	計	246.0

出所: Gawel, 1994, p. 111.

表3 信託公社期首連結バランスシート

1990年7月1日 百万西独マルク

借方		貸方	
A. 固定資産		A. 第三者持分平衡項目	2,482
I. 無形固定資産	32	B. 債務整理による変動分	26,107
II. 有形固定資産	148,270	C. 見越費用	
1. 土地建物	86,925	I. 信託公社見越費用	241,805
2. その他	61,345	1. 持分整理	189,835
III. 金融資産・持分	896	2. 企業返還・補償	12,981
B. その他資産		3. 財産権法による補償	14,950
I. 鉱山権	1,387	4. 平衡基金利子負担	17,535
II. 農林業資産	16,063	5. その他見越し費用	6,504
III. その他資産	5,772	II. 傘下企業見越費用	91,438
C. 流動資産		1. 年金ほか社会負担	2,091
I. 在庫	43,725	2. その他見越費用	89,347
II. 債権およびその他資産	78,551	D. 債務	158,558
1. 売上代金他	12,699	1. DKB の対その他金融機関債務	94,249
2. DKB 対平衡基金債権	21,564	2. 対金融機関債務	10,009
3. DKB 対顧客貸付債権	37,269	3. 未払金	14,614
4. その他	7,019	4. その他債務	39,643
III. 有価証券	500	E. その他項目	133
IV. その他現金、預金等	15,940		
D,E,F その他項目	96		
G. マイナス資本金/債務超過	209,291		
計	520,523	計	520,523

注: 信託公社(THA)と THA 傘下の旧東独国有企業の連結バランスシート。DKB は Deutsche Kreditbank AG。DKB は東独国家銀行の商業銀行業務部分を引き継いだ後継組織であり、DKB も信託公社(THA)傘下企業の一つ。借方 B.: 信託公社法、統一条約にもとづき信託公社に引き渡された資産; 貸方 B.: Deutsche Kreditbank の解散予定 THA 傘下企業への貸付; 貸方 C.I.1: 企業整理、再建費用に相当する; 貸方 C.I.3: ナチス期および東独期の財産没収に対する補償費用。他の項目の詳細は、出所の文献を参照されたい。

出所: THA, 1994, Vol. 12, pp. 552-591.

表4 1991-1998年の旧東独への公的移転額(10億DM)

年	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
純移転 計	106	114	128	126	140	140	136	141
うち連邦予算分	42	51	75	71	90	91	84	91
総移転	139	151	167	169	185	187	183	189
連邦予算	75	88	114	114	135	138	131	139
ドイツ統一基金	31	24	15	5	-	-	-	-
EU	4	5	5	6	7	7	7	7
年金会計	-	5	9	12	17	19	18	18
連邦労働庁会計	25	38	38	28	23	26	26	28
州市町村	5	5	10	14	10	11	11	11
旧東独からの移転	33	37	39	43	45	47	47	48
連邦税増収分	31	35	37	41	43	45	45	46
手数料等連邦分	2	2	2	2	2	2	2	2

注: 1997年, 1998年は速報値, 見込額. 各種利子補給, 利子補助およびソ連軍撤退費用は含んでいない. 1995年以降の州市町村からの移転額は地域間財政均衡制度にもとづく移転額. 年金会計移転額は年金会計への連邦補助金分を含まない. 連邦労働庁会計は連邦補助金を投入した後の旧東独地域での赤字総額.

出所: BT, 1998, p. 30.

表5 旧東独の純移出入/域外貯蓄

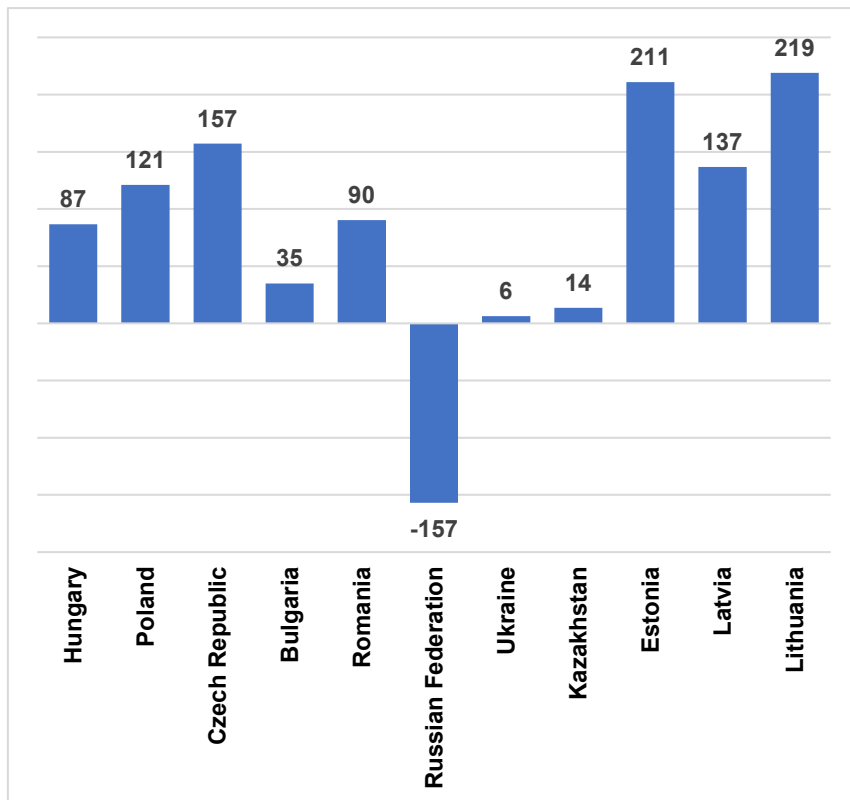
期間	1991-94	1991-2001	1991-2011
期間総額(億ユーロ)	3,883	10,173	15,363
期間平均年額(億ユーロ)	971	925	732
期間平均一人当たり年額(ユーロ)	6,741	6,559	5,379
期間平均人口(万人)	1,440	1,410	1,360

注: 旧東独はベルリンを含まない。したがって、表の純移入はベルリンとその他旧東独との移出入を含む。ただし、ベルリンを含む旧東独の純移輸入は、各時期について総額 3873 億ユーロ、1 兆 231 億ユーロ、1 兆 4850 億ユーロで、1991-2011 年期以外は大きな違いはない。西ベルリンの 1988 年末約 210 万人の人口規模(SBA, 1990, p.33)と 1998 年以降のベルリンの首都としての地位を考えるとベルリンを含まない旧東独の純移輸入が市場移行費用をより適切に反映するであろう。

出所: SAL, 2020, Tables 1.1-1.4.

図1 旧ソ連東欧諸国の財サービス収支(+純輸入/-純輸出)

期間年平均人口一人当たり額(当期価格ユーロ)



注: Euro/USD為替レートは、1999–2001年各年期間平均の単純平均1.04を一律に適用。エストニア、ラトビアは1992–2001年、チェコ、リトアニアは1993–2001年、ロシア、ウクライナは1994–2001年、カザフスタンは1995–2001年、その他は1991–2001年の各年純輸入額の単純平均。

出所: *Net import*: World Development Indicators, <https://databank.worldbank.org/source/world-development-indicators>, Last updated: 16 Dec. 2021; *Euro/USD exchange rate*: International Financial Statistics, <https://data.imf.org/?sk=4C514D48-B6BA-49ED-8AB9-52B0C1A0179B&sid=1390030341854>, Last accessed: 5 Feb. 2022.

Appendix 西独マルク建期首バランスシート作成とドイツ連邦政府の負担

A.1 バランスシート勘定行列の説明

A.1.1 目的

本文の第3章で説明した通り、西独マルク建期首バランス作成に際して、(1)個人預金と他の金融資産負債で西独マルク/西独マルク換算率が異なっていたことによる東独金融機関の債務超過、(2)東独非金融企業の実物資産の市場価値評価額が西独マルク換算後の企業金融負債、したがって東独非金融企業以外の経済主体が東独非金融企業に対して持つ金融債権とくらべて小さかったことの2つの問題が生じた。以下の表A-表Dの目的は、この2つの問題を解消するために採用された方法を概念的に説明することであり、実際におこなわれた手続きの詳細、正確な反映ではない。なお、このAppendixでは、東独、旧東独、西独、旧西独を厳密に区別する必要はないため、東独、西独のみを使う

.

A.1.2 バランスシートの行列表示

表A-表Dは、基本的に、各経済主体のバランスシートをまとめた行列である。経済主体の名前のついた行に対応する経済主体のバランスシートの貸方の項目が、同様に列には借方の項目が記載される。したがって、同じ経済主体の名前のついた行と列の1つのペア(以下、勘定と呼ぶ)で1つがその経済主体のバランスシートに対応する。この行列を勘定行列と呼ぶ。バランスシートをまとめて行列形式にした理由はもっぱらスペースの節約のためである。同様に勘定行列の無用の複雑化を避けるために、各項目の金額は基本的に純額表示である。

A.1.3 バランスシート項目

バランスシート項目は説明に最低限必要な項目のみで、家計の対銀行預金債権、銀行の対企業貸付債権、東独期の企業資本金に対応する基本基金、企業の実物資産としての資本設備、東独政府の対外債務、正味資産とする。これらのうち、家計の対銀行預金債権、銀行の対企業貸付債権、政府の対外負債を除くバランス

シート項目を独立の勘定にしている。バランスシート項目に対応する勘定は、該当するバランスシート項目に対応する仮想的な価値物の受払の管理をおこなう仮想的経済主体、あるいはそのバランスシート項目を保管するプールであると理解すればよい。一方、独立の勘定としていないバランスシート項目は、勘定間の関係からその内容が自明な項目である。これらの項目まで独立の勘定とすると勘定行列が大きくなり読み取りにくい。

A.1.4 正味資産

正味資産は、 $\text{正味資産} = \text{実物資産} + \text{金融資産} - \text{金融負債}$ で算出され、正の正味資産額が貸方に記載されるバランス項目である。ここでは正味資産保有者が自身から正味資産価値額を借りる金融債務証券のようなものと想定し、正味資産を独立のバランス項目としている。この想定はさほど奇妙な想定ではない。例えば、正味資産に対応して貸方に土地があるとして、正味資産は保有する土地の価値であるとみることも、正味資産額に対応する資金を保有しており、それを土地として運用しているとみることもできる。ただし、正味資産も独立した正味資産勘定として設定している、つまり、勘定行列世界全体の正味資産管理者のような存在として設定しているため、ROW(the Rest of the World)の正の正味資産は東独にとっては負の正味資産であり、東独の正の正味資産はROWにとっては負の正味資産になることに注意する必要がある。

勘定行列を無用に複雑にしないために、東独政府は正味資産を持たず、東独銀行は基本基金を持たないと想定している。東独家計の正味資産は純金融資産のみで、実物資産は考慮しない。企業の実物固定資産は資本設備のみと想定している。

A.1.5 勘定構造

ROW勘定はその他の世界勘定で、勘定行列に明示的に存在する勘定以外のすべてを含んでいる。具体的には、表A、表Bでは、東独以外のすべての経済主体の勘定であり、西独のすべての経済主体も含む。表C、表Dでは、表A、BのROW勘定から連邦政府/信託公社統合勘定だけをROWから分離した一方で、東独政府勘

定と東独企業基本基金(企業の資本金に相当する)勘定は連邦政府/信託公社統合勘定に統合され消滅している。連邦政府/信託公社が東独政府の債権債務を実際に引き継ぎ、本文および以下での説明のように、東独企業の資本金(基本基金)は西独マルク建期首バランス作成時点では負の資本金になっていて資本金としての意味はないから、この取扱いで十分である。実際の民営化では、信託公社が信託公社の負担で東独企業に必要な応じて資本金を賦与している(BvS, 2003, pp. 36-37, 47, 133)。連邦政府/信託公社勘定およびROW勘定は、それらの勘定と東独経済主体との間の取引しか記録していない。

A.2 西独マルク建期首バランス作成時の措置

A.2.1 東独期末バランスシート

表Aは東独期末の東独マルク建バランスシート行列である。当然ながら、個々のバランスシート、したがって全体として論理的矛盾は無いと想定している。家計が70、ROWが10の正味資産を保有し、その正味資産の実体は東独企業の資本設備70である。家計は家計預金を東独銀行経由で東独企業に投下し、ROWは東独政府経由で外貨資金(東独の対外債務)を東独企業に投下し、東独企業はそれらを原資として資本設備ストックを形成している。ここでは、東独では政府のみが対外借入をおこなうという事実を考慮するためと、ROWが国有企業である東独企業の基本基金を直接保有するとみえることを避けるために、ROWの貸付を原資にして東独政府が東独企業の基本基金を形成し、企業に与えたとして記録している。勘定行列作成の便宜だけでなく、実際の経済運営においても、基本的にこの状況になっている。基本基金の原資としては、家計の純貯蓄、東独政府の純貯蓄、東独政府の純対外借入、東独企業の純貯蓄がある。このうち政府純貯蓄、企業純貯蓄に対応する部分はあまり重要ではない。東独企業は国有企業であるから、企業純貯蓄から形成された基本基金も政府の持ち分であり、さらに究極的には東独家計の持ち分である。いずれにせよ、統一後は結果的にマイナスの資本金になっており、結局、誰がその損失を引き受けるかという問題になるため、東独基本基金は誰が所有しているかを厳密に検討することにあまり意味は無い。ただし、対外純借入に対応する基本基金部分は、基本基金は消滅しても、外国債

権者の合意を得ない限り対外純借入債務まで消滅させることはできないという違いがある。

以下で見るようにその損失を引き受けたのは連邦政府と信託公社である。一方、

A.2.2 西独マルクへの換算

B表は、A表のバランスシートを西独マルクへ換算した後の状態を示している。ここでは、企業の資本設備を含むバランス項目が西独マルク:東独マルク=1:2で換算され、家計の東独銀行に対する預金債権だけが1:1で換算されたと想定している(東独銀行, 東独家計, 70)。本文中にあるように、実際の家計預金の事後的な換算率は優遇措置により、西独マルク:東独マルク=1:1.44だったが、ここでは換算率の正確さを求める意味は無い。なお、(i,j,v)の表記は、i行、j列のセルの値vを意味している。一方、東独銀行の対企業貸付債権は1:2で換算されているため(東独企業, 東独銀行, 35)、東独銀行は35の債務超過になっている。この債務超過は勘定行列の外(列和-行和)に-35として表示されている。

B表では、東独企業のバランスシートのすべての項目が1:2の換算率で換算されているため、そのバランスは崩れていない。しかし、正味資産の所有者にとっては、正味資産価値の実体である東独企業資本設備の価値が1/2に減少している(資本設備, 東独企業, 40)一方で、東独家計は保護された個人預金に対応する正味資産(東独家計, 正味資産, 70)を、ROWは対東独貸付に対応する正味資産として40(ROW, 正味資産, 5)を保有していることになっているから、正味資産が35(=70+5-40)不足している(列和-行和, 正味資産, 35)。

なお、ROWの東独マルク建対外債権債務額も1:2で換算された数字になっているが、これは実際に行われたことを反映していない。外貨建対外債権債務額は西独マルクと東独マルクの換算率でなく、経済的な意味のある西独マルクと該当する外貨との為替レートで換算されるからである。ただし、ROW勘定はもともとバランスしているから、その項目すべてを単一の西独マルク為替レートで換算してもバランスは崩れない。したがって、B表のように1:2で換算されたとし

ても概念的にはあまり問題はない。実際上は、ドイツ連邦政府が対外債権債務をそのまま引き継いでいる。

A.2.3 企業資本設備評価

C表は、西独マルクへの機械的換算に加えて、企業の資本設備価値を再評価し結果を示している。C表では資本設備価値は西独マルク換算額の1/4程度と評価されたと想定している(資本設備, 東独企業, 10)。資本設備価値の1/4への減少は信託公社西独マルク期首バランス作成の際の評価と大きな違いはない。ただし、本文中で検討したようにそもそも東独マルク建資本設備の市場評価額というものそもそも存在しておらず、1/4という数字は説明の都合上の仮想的値である。

東独企業資本設備の資金源は基本基金と東独銀行からの借入であるので、資本設備価値の減少評価は東独企業の債務超過、あるいは負の資本金をもたらす(列和-行和, 東独企業, -30)。結局、C表では、家計の個人預金債権を維持するためにバランスシート項目を異なる換算率で評価したことによる東独金融機関の債務超過と資本設備価値の減少評価による東独企業の債務超過(負の資本金)との2つのインバランスが生じている。

A.2.4 平衡基金と信託公社による救済

表Dは、表Cの2つのインバランスの実際の解決策を概念的に説明している。第1に、東独銀行の債務超過を解消するために、平衡基金を創設し、東独銀行に平衡基金に対する金融債権を設定した(平衡基金, 東独銀行, 35)。平衡基金から東独銀行に対して借入利子が支払われることになる。平衡基金の実体は、ドイツ連邦政府が借入で調達した資金である。

第2に、東独企業の返済費用を信託公社が負担することで債務超過あるいは負の資本金を解消した。これは東独企業側からみれば、東独銀行への返済費用に相当する金額の信託公社への請求権(金融債権)を得たことと同じである(TA/連邦, 東独企業, 25)。実際に、本文でみたように、信託公社は東独企業の返済費用を信託公社の見越費用(将来発生する費用)の一部として計上している。信託公社の見越費用は、企業の予想赤字額、企業再建費用、企業資本金付与費用等の費用も含

んでいる。この巨額の見越費用のため信託公社自身が債務超過あるいは負の資本金を計上している(本文3.3参照)。つまり、信託公社が東独企業の負の資本金を引き受け、信託公社は金融市場からの借入によって負の資本金を解消した。

表Dでは、平衡基金創出と東独企業債務超過解消のためのドイツ連邦政府/信託公社負担分を負の正味資産(正味負債)として記録することで、表Dの各勘定のバランスを保っている(連邦/THA, 正味資産, -65)。この負の正味資産の実体は、ドイツ連邦政府/信託公社のROWに対する金融債務である。他の表記方法も考えられるが、表Dの表記方法は実際に採用された処理手続きを比較的忠実に反映している。つまり、東独正味資産の実体は今や価値が10しかない資本設備である一方(資本設備, 東独企業, 10; 正味資産, 資本設備, 10), 個人預金の1:1換算により家計正味資産が70に固定され(東独家計, 正味資産, 70), ROWが持つ正味資産(東独期から存在する対外債務額)も基本的に変更できないため(ROW, 正味資産, 5), そのギャップは-65の負の正味資産(正味負債)である。

表Dで示した債務超過の処理方法は唯一の方法ではない。家計の預金債権を1:2で換算すれば、東独銀行の債務超過は発生しない。さらに、東独企業の資本設備価値が10しかなく、それに応じて東独銀行が対東独企業金融債権を放棄し、さらに東独家計がそれに照応する対東独銀行預金債権を放棄すれば東独企業の負の資本金も生じない。東独企業も東独銀行も国有企業であり、国有企業の所有者は究極的には東独家計であるから、以上の処理は同一所有セクター内での金融債権債務の処理に過ぎない。ただし、あきらかに政治的にはほぼ実行不可能な処理方法である。実際に、東独マルクと西独マルクの換算率2:1案, 3:1案に対して東独市民は大規模なデモで反対している(Boeick, 2020, pp. 208–209; Kohl, 2009, pp. 252–254; Heydemann and Paque, 2017, p. 32; Zimmerling, 1990, pp. 39–40, 50–51)。加えて、資本設備評価価値の減少は実物の富の減少に対応しているから、金融債権債務の操作では中立化できず、として誰かがその減少分を負担しなければならない。

表A 東独期末バランスシート(仮設モデル)

	東独 企業	東独 銀行	東独 家計	東独 政府	連邦 /THA	資本 設備	基本 基金	正味 資産	平衡 基金	ROW	計
東独企業	70						10				80
東独銀行		70						0			70
東独家計			70					70			70
東独政府				10				0		10	10
連邦/THA											
資本設備	80										80
基本基金				10							10
正味資産							80				80
平衡基金											
ROW								10			10
計	80	70	70	10		80	10	80		10	
列和-行和	0	0	0	0		0	0	0		0	

注: 連邦/THA: ドイツ連邦政府と信託公社の統合勘定. グレーの勘定はここでは対象外の勘定.

表B 西独マルクへの換算後のバランスシート(仮設モデル)

	東独 企業	東独 銀行	東独 家計	東独 政府	連邦 /THA	資本 設備	基本 基金	正味 資産	平衡 基金	ROW	計
東独企業	35						5				40
東独銀行		70									70
東独家計			70					70			70
東独政府				5				0		5	5
連邦/THA											
資本設備	40										40
基本基金				5							5
正味資産							40				40
平衡基金											
ROW								5			5
計	40	35	70	5		40	5	75		5	
列和-行和	0	-35	0	0		0	0	35		0	

注: 連邦/THA: ドイツ連邦政府と信託公社の統合勘定. グレーの勘定はここでは対象外の勘定.

表C 企業資本設備評価後のバランスシート(仮設モデル)

	東独 企業	東独 銀行	東独 家計	東独 政府	連邦 /THA	資本 設備	基本 基金	正味 資産	平衡 基金	ROW	計
東独企業		35					5				40
東独銀行			70								70
東独家計								70			70
東独政府										5	5
連邦/THA											
資本設備	10										10
基本基金				5							5
正味資産						10					10
平衡基金											
ROW								5			5
計	10	35	70	5		10	5	75		5	210
列和-行和	-30	-35	0	0		0	0	65		0	

注: 連邦/THA: ドイツ連邦政府と信託公社の統合勘定. グレーの勘定はここでは対象外の勘定.

表D 平衡基金と連邦政府/信託公社による救済(仮設モデル)

	東独 企業	東独 銀行	東独 家計	東独 政府	連邦 /THA	資本 設備	基本 基金	正味 資産	平衡 基金	ROW	計
東独企業		35									35
東独銀行			70								70
東独家計								70			70
東独政府											
連邦/THA	25							-65	35	5	0
資本設備	10										10
基本基金											
正味資産						10					10
平衡基金		35									35
ROW								5			5
計	35	70	70		0	10		10	35	5	
列和-行和	0	0	0		0	0		0	0	0	

注: 連邦/THA: ドイツ連邦政府と信託公社の統合勘定. グレーの勘定はここでは対象外の勘定.